



一関市高齢者福祉計画

【平成 30 年度(2018 年度)～平成 32 年度(2020 年度)】

みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち
“いちのせき”

平成 30 年(2018 年) 3月

一 関 市



は じ め に

当市の平成 29 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳によれば、総人口が 119,655 人、65 歳以上人口は 41,316 人、高齢化率は 34.5%となり、3 年前と比較すると、高齢化率は 2.5 ポイント上昇しています。全国よりも速いペースで高齢化が進んでおり、平成 27 年 10 月に策定した一関市人口ビジョンによる独自推計では、平成 52 年（2040 年）には、総人口は 75,056 人、高齢化率は 44.1%になると推計しています。

また、毎年 10 月 1 日を基準に行っている在宅高齢者実態調査によれば、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、在宅で暮らす認知症高齢者は年々増加している現状であります。

今後もひとり暮らし高齢者や要介護高齢者、認知症高齢者の増加が見込まれる中、高齢や要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を送ることができるよう、地域包括ケア体制の構築を進めるとともに、一人ひとりが役割を持って活躍できる地域社会を実現していかなければなりません。

本計画では、基本理念である「みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち“いちのせき”」の実現に向け、「健康づくりと介護予防の推進」「生きがいくりの推進」「在宅生活を支える基盤整備」「サービスの充実」「認知症高齢者等支援対策の推進」の 5 つの重点施策を掲げ、高齢者の社会参加、社会貢献活動の推進、地域の見守りや支え合いの推進、認知症に対する正しい理解と知識の普及などに取り組んでいくこととしております。

この実現のためには、“オール一関”で取り組んでいく必要があります。行政はもとより、市民（地域）、事業者・関係機関がそれぞれの立場で実現に向けて取り組んでいただきたいと考えておりますので、皆様方の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定に当たり、高齢者福祉計画策定委員の皆様、保健福祉関係者の皆様、市民の皆様から貴重なご意見を頂戴するなど、多大なるご協力をいただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

一関市長 勝 部 修

一 関市高齢者福祉計画

目 次

○ 序 論

第1	計画策定の趣旨	1
第2	計画の性格	3
第3	高齢者福祉計画と介護保険事業計画との関係	4
第4	計画の期間	4
第5	基本理念	5
第6	計画の策定体制	5

○ 本 論

第1章 高齢者を取り巻く現状

第1	人口の現状分析	6
第2	高齢者世帯の状況	10
第3	要支援・要介護者の状況	12
第4	高齢者の就業状況	14
第5	高齢者等の保健サービスの現状	16
	(1) 健康なからだづくり	16
	(2) 主要死因について	17
	(3) 各種成人検診事業	18
	(4) 成人歯科健診事業	19
第6	高齢者福祉サービスの現状	20
	(1) 介護予防事業	20
	(2) 社会参加・生きがいづくり事業	22
	(3) 生活支援サービス	25
	(4) 在宅介護支援サービス	27
	(5) 高齢者の住まい、福祉施設サービス等	29
	(6) 見守り支援・認知症対策	31
	(7) 介護人材の確保、育成、定着支援等	33
第7	介護保険サービスの現状	35
	(1) 介護サービス事業所の状況	35
	(2) 保険給付費の状況	36
	(3) サービス利用者の状況	36
	(4) 介護サービス（要介護）の利用状況	37
	(5) 介護予防サービス（要支援）の利用状況	38
	(6) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所待機者の状況	39

第2章 現状からの課題

第1 前期計画の振り返り	40
第2 今後の重点課題	42
【課題1】介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）への取り組み	42
【課題2】高齢者の生きがいつくりと社会参加	42
【課題3】地域の見守りや支え合い	42
【課題4】在宅生活を支えるための仕組みづくり	43
【課題5】認知症施策の推進	43

第3章 重点施策とその取り組み

第1 健康づくりと介護予防の推進に向けて	44
(1) 健康づくりの推進	44
(2) 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の推進	45
第2 生きがいつくりの推進に向けて	49
(1) 元気な高齢者の活動支援	49
(2) 雇用・就業機会の確保	49
(3) 学習機会の充実・生涯スポーツの推進	50
(4) 老人クラブの支援	51
(5) 地域・世代間交流の促進	51
(6) シニア活動プラザの活用	52
第3 在宅生活を支える基盤整備に向けて	54
(1) 生活支援体制の整備	54
(2) 包括的支援体制の充実	55
(3) 災害時支援体制の整備	57
(4) 居住等関係施策の推進	57
第4 サービスの充実に向けて	59
(1) ひとり暮らし高齢者等への生活支援サービスの充実	59
(2) 在宅介護への支援	60
(3) 低所得者対策	62
(4) 介護サービスの充実	62
(5) 医療・介護人材の確保	63
第5 認知症高齢者等支援対策の推進に向けて	65
(1) 認知症に対する正しい理解と知識の普及	65
(2) 早期対応の推進	67
(3) 認知症の方と家族への支援	68

第4章 計画の推進にあたって

資料編

用語解説	71
一関市高齢者福祉計画策定委員会委員名簿	79
一関市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱	80

序

論

第1 計画策定の趣旨

- ◎ 高齢者福祉計画は、豊かで活力に満ちた長寿社会の実現を目指し、高齢者ニーズにきめ細かく対応した福祉サービスの提供について、本市が目指すべき基本的な方針及びその実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため策定するものです。
一 関市総合計画を最上位計画とし、一関市地域福祉計画の理念のもとに、平成 32 年度（2020 年度）を目標とする「一関市高齢者福祉計画」を策定します。
- ◎ 高齢化が急速に進行していく中で、本市においても3人に1人が高齢者という、超高齢社会を迎えています。高齢者が健康でいきいきとした生活を送るためには、自ら健康なからだづくりと生きがいづくりに努め、また、介護が必要になった場合でも、質の高い介護サービスを受けられるとともに、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域全体で支え合う豊かな地域社会の実現が求められています。
- ◎ 併せて、制度や分野などの縦割りや支え手・受け手という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が、我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が求められています。
- ◎ 高齢者の置かれている現状として、人口減少、少子高齢化の進行により、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯が増加しています。また、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者、認知症高齢者の増加なども見込まれており、高齢者一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな対応が必要とされています。
- ◎ また、質の高い介護サービスを持続的に提供するため、介護サービス事業所等における介護人材の定着、確保や多様な介護ニーズに対応できる介護の担い手の育成に積極的に取り組んでいくことが重要です。

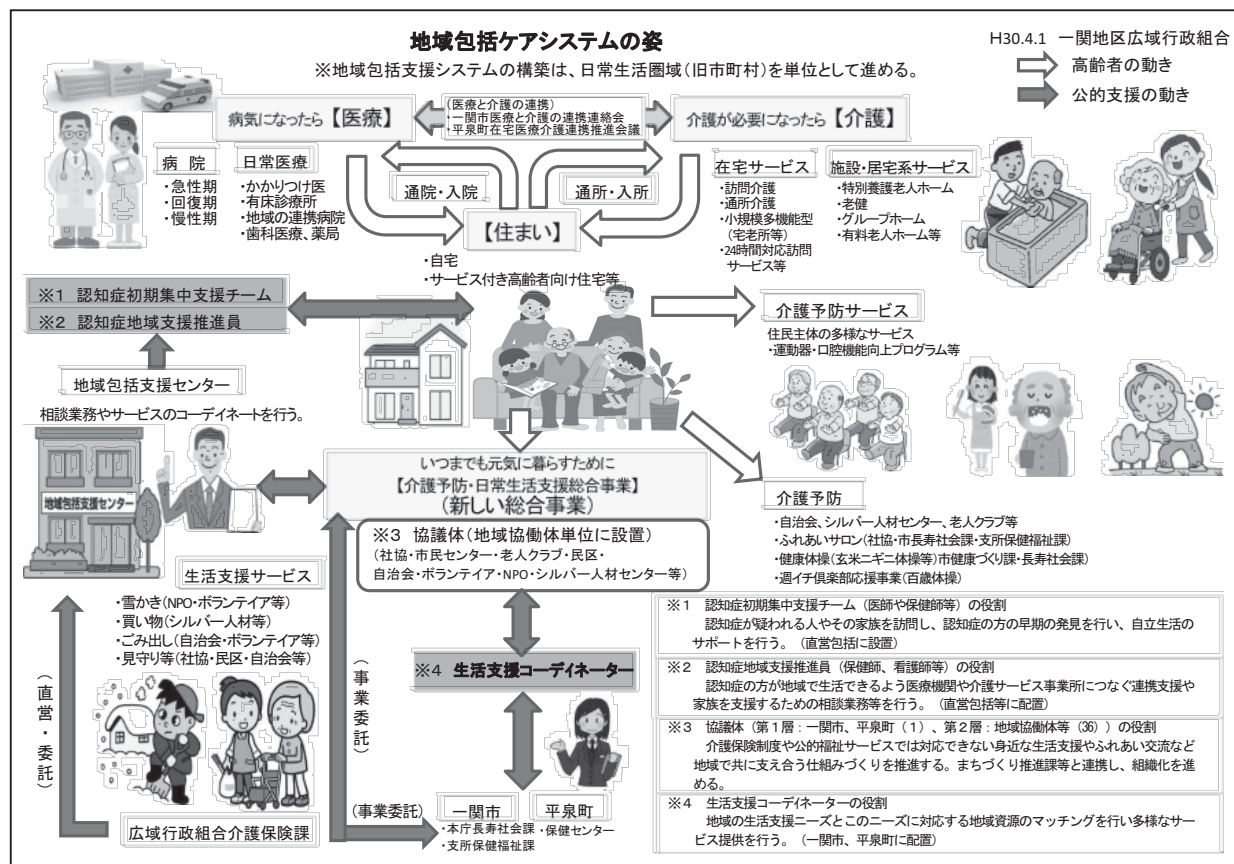
◎ このような中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようになるためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、継続的に取り組んでいく必要があります。

そのためには、医療と介護の連携をさらに充実させていくとともに、行政、地域、関係機関、事業者などがこれまで以上に連携し、高齢者の生活を支えていくことが重要です。

◎ 高齢者福祉施策の推進においては、成人期からの健康づくりや疾病予防等が極めて緊密に関連することから、成人や高齢者を対象とした保健施策についても本計画に含め策定するものです。

◎ また、本計画は、一関地区広域行政組合の第7期介護保険事業計画との整合性を図るとともに、前期計画期間内における事務事業の進捗状況や成果などを踏まえ、前期計画を適宜見直し、策定するものです。

(注)平成31年5月から新しい元号となりますが、本計画では「平成」を使用することとします。

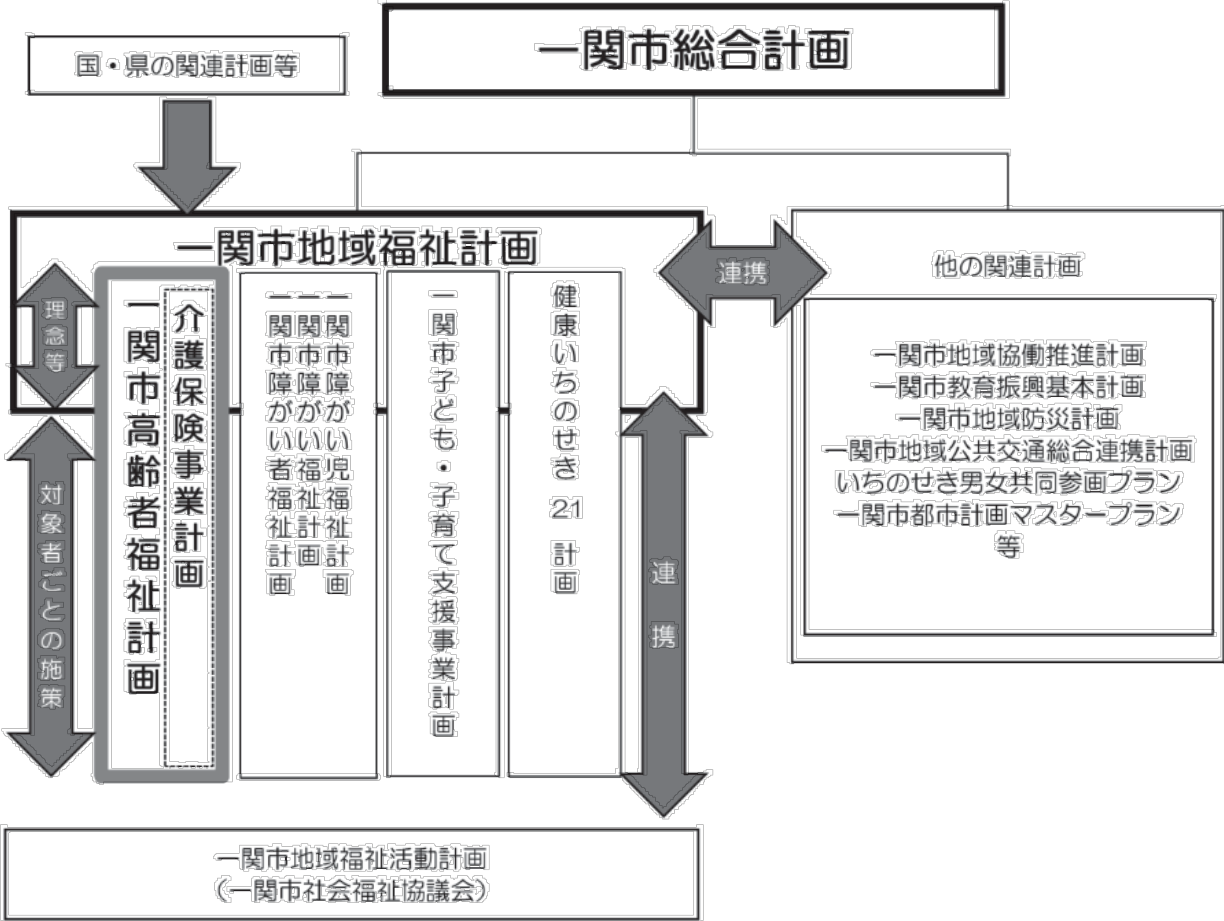


資料出典：一関地区広域行政組合

第2 計画の性格

- ◎ 高齢者福祉計画は、豊かで活力に満ちた長寿社会の実現を目指し、高齢者ニーズにきめ細かく対応した福祉サービスの提供について、本市が目指すべき基本的な方針及びその実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため策定するものであり、市民、関係機関、行政の行動指針となるものです。

- ◎ また、この計画は、一関市総合計画を最上位計画とし、一関市地域福祉計画の理念のもとに、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項に基づいて策定する老人福祉計画であり、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に基づく介護保険事業計画と整合を図りながら策定するものです。



資料出典：長寿社会課作成

第5 基本理念

みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち
“いちのせき”

い いきいきとした長寿のまちづくり

ち 地域で支え合う優しさのまちづくり

の 伸び伸びと暮らせる快適環境のまちづくり

せ 世代を越えたふれあい交流のまちづくり

き 希望に満ちた協働のまちづくり

第6 計画の策定体制

- ◎ 計画の策定にあたっては、一関市総合計画、一関市地域福祉計画、健康いちのせき21計画（第二次）、一関市障がい者福祉計画、第7期介護保険事業計画などとの整合を図るため、一関地区広域行政組合及び庁内関係課との調整により作成したものです。
- ◎ また、本計画は、一関地区広域行政組合や庁内関係課との連携はもとより、市民の方や専門分野の方にも参加をいただき策定委員会を設置し、ご意見をうかがいながら策定したものです。

本

論

第1章 高齢者を取り巻く現状

第1 人口の現状分析

◎ 人口、世帯などの基本的な数値など、高齢者の現状をまとめています。
 ここで用いる数値は、一関市住民基本台帳や国勢調査などの結果を使用しています。

(1) 人口の状況（平成29年10月1日現在）

65歳以上の高齢者人口は41,316人、高齢化率は34.5%です。

○ 平成29年10月1日現在の一関市における総人口は119,655人で、そのうち65歳以上の高齢者は41,316人です。

高齢化率（65歳以上人口の総人口に占める比率）は34.5%で、およそ3人に1人が高齢者となっています。

また、75歳以上の高齢者（後期高齢者）は23,145人で、総人口に占める割合は19.3%となっています。

※前期計画策定時期（3年前：平成26年10月1日現在）と比較すると、高齢者人口は1,397人増加し、高齢化率は2.5ポイント増加しています。

■人口の状況（平成29年10月1日現在） （単位：人、％）

	人口	構成比	男	女	
総人口	119,655	100.0	58,009	61,646	
15歳未満	13,147	11.0	6,810	6,337	
生産年齢人口	65,192	54.5	33,638	31,554	
15～39歳	25,862	21.6	13,528	12,334	
40～64歳	39,330	32.9	20,110	19,220	
高齢者人口	前期高齢者	18,171	15.2	9,075	9,096
	65～69歳	10,965	9.2	5,631	5,334
	70～74歳	7,206	6.0	3,444	3,762
	後期高齢者	23,145	19.3	8,486	14,659
	75～79歳	7,431	6.2	3,183	4,248
	80～84歳	7,045	5.9	2,734	4,311
	85歳以上	8,669	7.2	2,569	6,100
高齢者人口合計	41,316	34.5	17,561	23,755	

資料出典：一関市住民基本台帳 平成29年10月1日現在

(2) 地域別人口の状況（平成 29 年 10 月 1 日現在）

市内で最も高齢化率が高い地域は、「大東地域」で 40.9%となっており、東部圏域の高齢化率が高い傾向となっています。

○ 平成 29 年 10 月 1 日現在における地域別の高齢化率のうち、「大東地域」と「室根地域」は 65 歳以上の高齢者の割合が 40%を超えています。

なお、圏域別の高齢化率では、西部圏域は 31.5%、東部圏域では 38.9%と、高齢化率が 7ポイント程度、東部圏域の方が高くなっています。

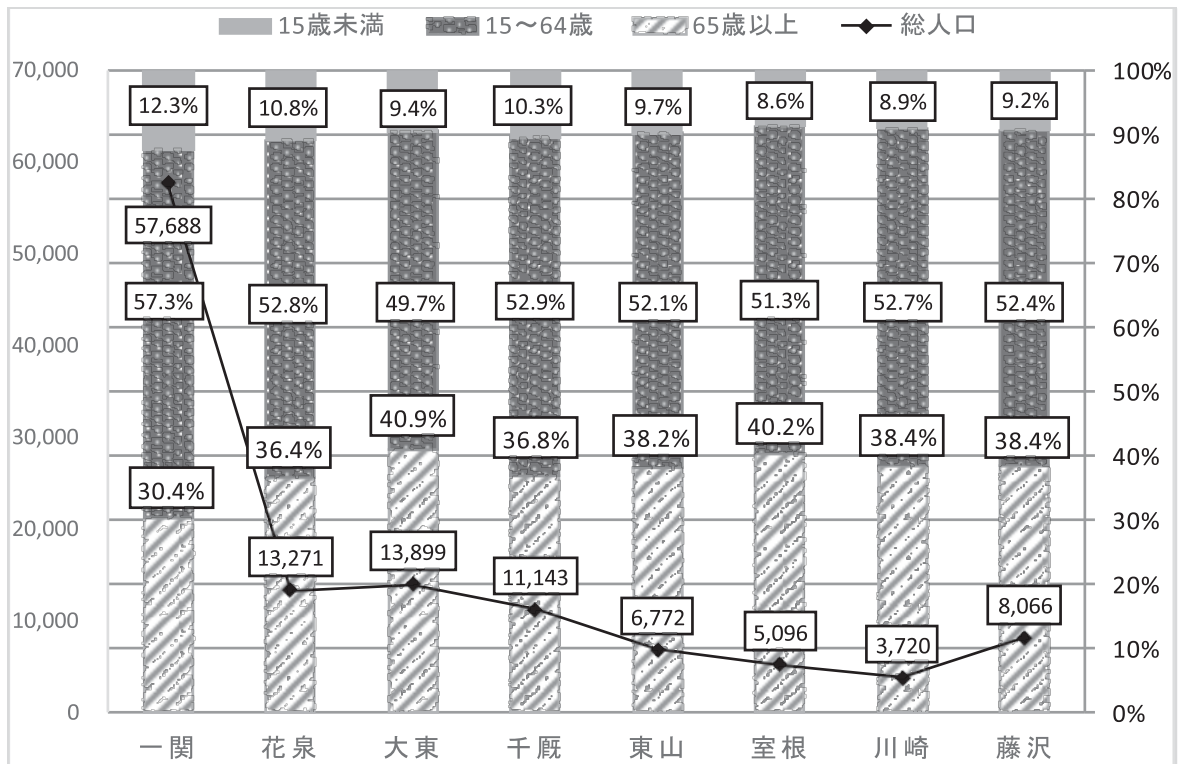
■地域別人口の状況（平成 29 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、%）

区 分	西部圏域		東部圏域					
	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢
総人口	57,688	13,271	13,899	11,143	6,772	5,096	3,720	8,066
15歳未満	7,091	1,432	1,307	1,146	657	437	331	746
15~64歳	33,047	7,013	6,909	5,899	3,527	2,612	1,960	4,225
65歳以上	17,550	4,826	5,683	4,098	2,588	2,047	1,429	3,095
高齢化率	30.4	36.4	40.9	36.8	38.2	40.2	38.4	38.4
圏域別 高齢化率	31.5		38.9					

■地域別人口の状況（平成 29 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、%）



資料出典：一関市住民基本台帳 平成29年10月1日現在

(3) 総人口、年齢3区分別人口の推移

平成2年と平成29年を比較すると、15歳未満人口は2分の1に減り、高齢化率は2倍に増え、人口構造が大きく変化しました。

- 平成2年からの人口推移を見ると、平成29年までの27年間で人口は25,241人減少（144,896人⇒119,655人）し、15歳未満の人口は、約半減しました。（26,894人⇒13,147人）
- 一方、高齢者人口は16,105人増加（25,211人⇒41,316人）し、高齢化率は約2倍に増加しました。（17.4%⇒34.5%）

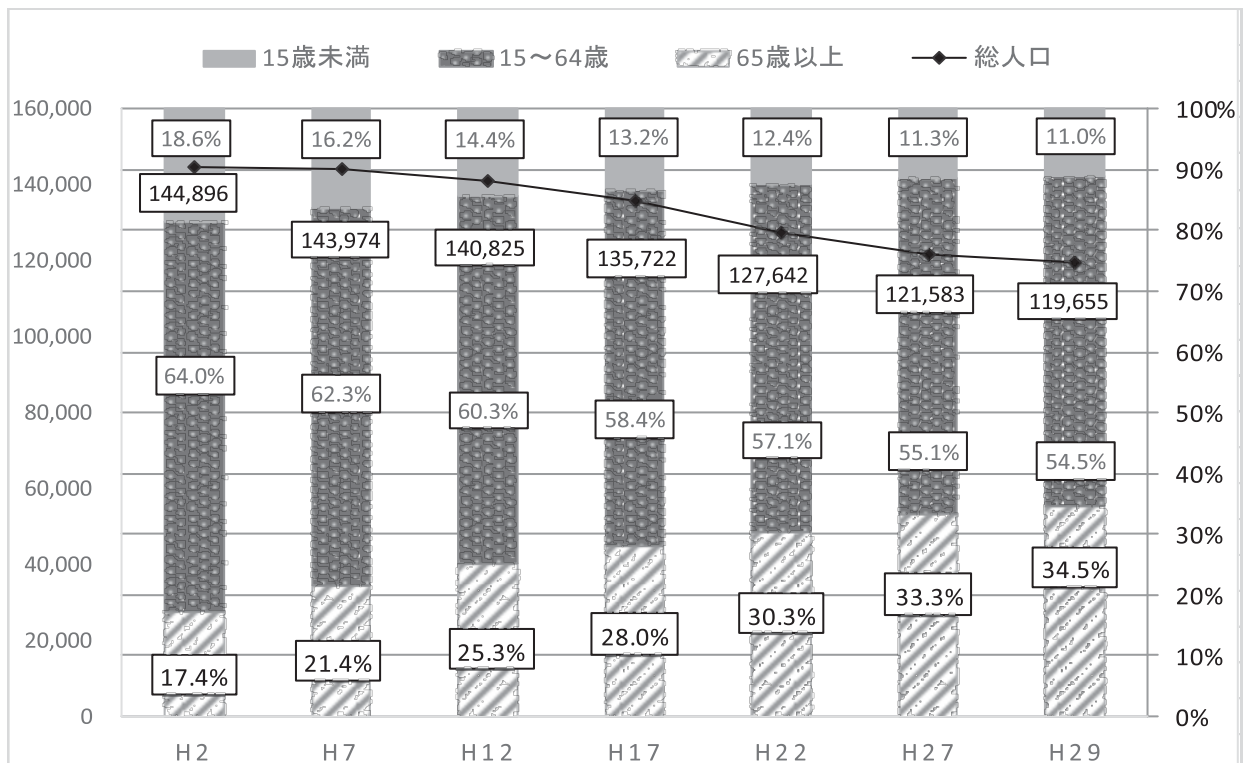
■総人口、年齢3区分別人口の推移

(単位：人、%)

区分	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成29年 (2017)	27年間の増減数
総人口	144,896	143,974	140,825	135,722	127,642	121,583	119,655	△ 25,241
15歳未満	26,894	23,337	20,286	17,951	15,840	13,750	13,147	△ 13,747
15~64歳	92,791	89,757	84,860	79,283	72,936	67,024	65,192	△ 27,599
65歳以上	25,211	30,880	35,564	38,022	38,622	40,468	41,316	16,105
高齢化率	17.4	21.4	25.3	28.0	30.3	33.3	34.5	17.1

■総人口、年齢3区分別人口の推移

(単位：人、%)



資料出典：総務省統計局国勢調査・一関市住民基本台帳

(注1) 12年、17年、22年、27年の調査では、年齢不詳があったため合計が総人口に一致しません。

(注2) 29年は一関市住民基本台帳（平成29年10月1日現在）によります。

(4) 将来における総人口、年齢3区分別人口の推計（見込み）

総人口は減少傾向となる中、高齢者人口は、本計画の最終年度（平成32年度）までの3か年は増加する見込みです。

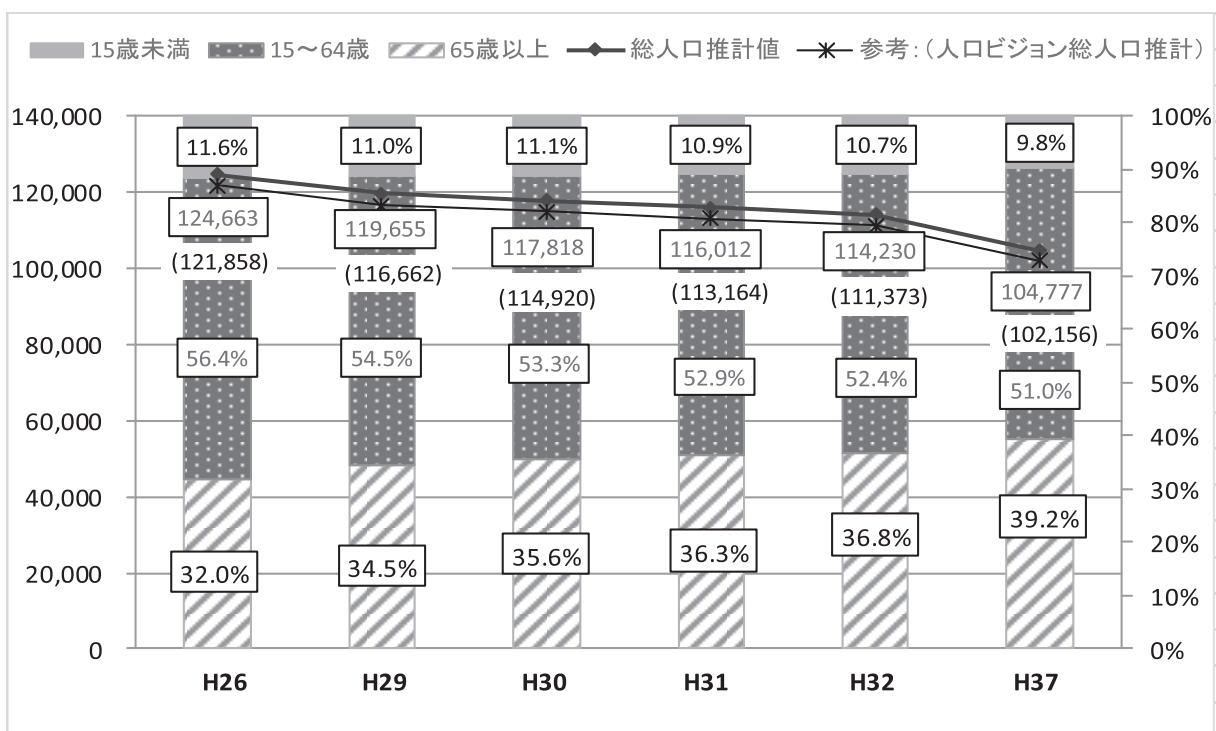
- 一関市人口ビジョンを参考に行った人口推計において、本計画の最終年度（平成32年度）における高齢者人口は、42,093人となっており、平成29年（10月1日現在）と比較すると777人増加する見込みとなっています。

また、高齢化率は、平成29年（10月1日現在）は34.5%であるのに対し、平成32年には36.8%と2.3ポイント増加する見込みとなっており、その後も引き続き高齢化率の上昇が見込まれています。

■年齢3区分別人口の推計 (単位：人、%)

区分	平成26年 (2014)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	平成32年 (2020)	参考 平成37年 (2025)
総人口	124,663	119,655	117,818	116,012	114,230	104,777
15歳未満	14,416	13,147	13,061	12,624	12,279	10,231
15~64歳	70,328	65,192	62,787	61,316	59,858	53,438
65歳以上	39,919	41,316	41,970	42,072	42,093	41,108
高齢化率	32.0	34.5	35.6	36.3	36.8	39.2

■年齢3区分別人口の推計 (単位：人、%)



資料出典：長寿社会課作成

(注1) 26年、29年は、一関市住民基本台帳（各年10月1日現在）の実績数値です。

(注2) 30年以降は、一関市住民基本台帳（平成29年10月1日現在）の人口（実績）を勘案し、一関市人口ビジョンの高齢化率等を参考に推計したものです。

第2 高齢者世帯の状況

(1) ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の状況

全世帯に占める、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯は 20.2% となっています。

- ひとり暮らし高齢者世帯は、3年間で 574 世帯が増加しています。
- 夫婦など 65 歳以上の高齢者のみ世帯は、3年間で 399 世帯が増加しています。
- ひとり暮らし高齢者世帯は全世帯数の 10.2%、夫婦など 65 歳以上の高齢者のみ世帯は全世帯の 10.0% を占めています。

■ 高齢者世帯の構成

(単位：世帯数、%)

区 分	平成 26 年度			平成 29 年度			3年間の 増減数	
	全世帯数	構成比		全世帯数	構成比	世帯数	構成比	
ひとり暮らし高齢者	4,146	46,219	9.0	4,720	46,357	10.2	574	1.2
一 関	1,993	23,736	8.4	2,312	24,045	9.6	319	1.2
花 泉	439	4,686	9.4	478	4,725	10.1	39	0.7
大 東	599	5,156	11.6	662	5,069	13.1	63	1.5
千 厩	407	4,257	9.6	443	4,183	10.6	36	1.0
東 山	176	2,361	7.5	241	2,349	10.3	65	2.8
室 根	158	1,812	8.7	190	1,805	10.5	32	1.8
川 崎	111	1,294	8.6	133	1,311	10.1	22	1.5
藤 沢	263	2,917	9.0	261	2,870	9.1	△2	0.1
高齢者のみ世帯	4,239	46,219	9.2	4,638	46,357	10.0	399	0.8
一 関	1,967	23,736	8.3	2,157	24,045	9.0	190	0.7
花 泉	394	4,686	8.4	421	4,725	8.9	27	0.5
大 東	593	5,156	11.5	641	5,069	12.6	48	1.1
千 厩	456	4,257	10.7	511	4,183	12.2	55	1.5
東 山	261	2,361	11.1	265	2,349	11.3	4	0.2
室 根	166	1,812	9.2	204	1,805	11.3	38	2.1
川 崎	126	1,294	9.7	140	1,311	10.7	14	1.0
藤 沢	276	2,917	9.5	299	2,870	10.4	23	0.9

資料出典：在宅高齢者実態調査（長寿社会課） 各年 10 月 1 日現在

(注1) 「在宅高齢者実態調査」は、市内に居住する 65 歳以上の在宅高齢者の実態を把握し、高齢者福祉施策及び地域福祉活動の推進に役立てるため、市が独自で行っている調査です。

(2) 在宅認知症高齢者、日中独居高齢者の状況

65歳以上人口に占める、在宅認知症高齢者は2.0%、援護を要する日中独居高齢者は1.5%となっています。

- 在宅認知症高齢者は、3年間で49人が増加しています。
- 援護を要する日中独居高齢者は、3年間で29人が増加しています。
- 65歳以上の高齢者に占める割合が、在宅認知症高齢者は2.0%、日中独居高齢者は1.5%になっています。

■高齢者人口の構成

(単位：人口数、%)

区分	平成26年度			平成29年度			3年間の増減数	
		65歳以上人口	構成比		65歳以上人口	構成比	65歳以上人口	構成比
在宅認知症高齢者	758	39,919	1.9	807	41,316	2.0	49	0.1
一関	251	16,703	1.5	247	17,550	1.4	△4	△0.1
花泉	110	4,639	2.4	84	4,826	1.7	△26	△0.7
大東	109	5,638	1.9	148	5,683	2.6	39	0.7
千厩	114	4,013	2.8	151	4,098	3.7	37	0.9
東山	48	2,530	1.9	49	2,588	1.9	1	0.0
室根	32	1,948	1.6	28	2,047	1.4	△4	△0.2
川崎	42	1,383	3.0	32	1,429	2.2	△10	△0.8
藤沢	52	3,065	1.7	68	3,095	2.2	16	0.5
日中独居高齢者	586	39,919	1.5	615	41,316	1.5	29	0.0
一関	167	16,703	1.0	160	17,550	0.9	△7	△0.1
花泉	109	4,639	2.3	105	4,826	2.2	△4	△0.1
大東	57	5,638	1.0	89	5,683	1.6	32	0.6
千厩	96	4,013	2.4	105	4,098	2.6	9	0.2
東山	63	2,530	2.5	49	2,588	1.9	△14	△0.6
室根	19	1,948	1.0	26	2,047	1.3	7	0.3
川崎	33	1,383	2.4	26	1,429	1.8	△7	△0.6
藤沢	42	3,065	1.4	55	3,095	1.8	13	0.4

資料出典：在宅高齢者実態調査（長寿社会課） 各年10月1日現在

(注1) 援護を要する日中独居高齢者とは、「介護を要する高齢者、認知症高齢者のうち、1日概ね6時間以上独居となる人」と定義して調査をしたものです。

第3 要支援・要介護者の状況

(1) 要支援・要介護者の状況と推移

平成29年9月30日現在の要支援・要介護認定者数は9,238人で、認定率は22.4%となっており、5人に1人が介護認定を受けています。

- 要支援・要介護認定者数は増加傾向となっており、平成29年9月30日現在の要支援・要介護認定者数は9,238人で、平成26年9月30日現在と比較すると、411人が増加しています。

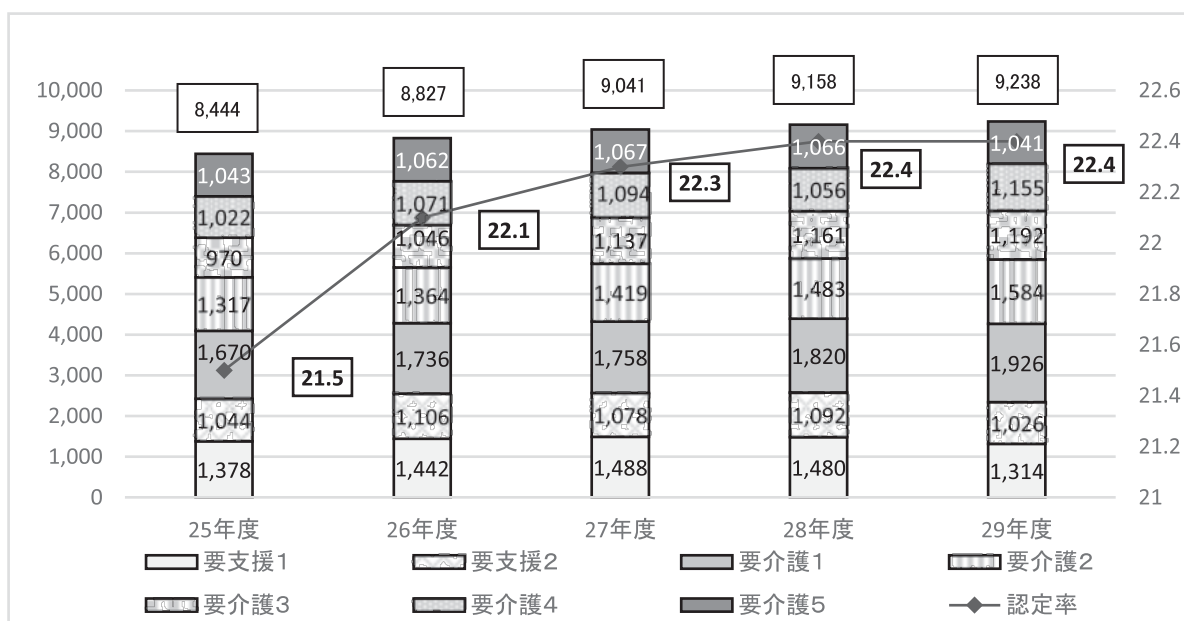
また、65歳以上の高齢者に占める要支援・要介護認定者の割合(認定率)は、22.4%となっており、65歳以上高齢者の約5人に1人が介護認定を受けています。

■要支援・要介護者の状況と推移

区分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
要支援1	1,378	16.3	1,442	16.3	1,488	16.5	1,480	16.2	1,314	14.2
要支援2	1,044	12.4	1,106	12.5	1,078	11.9	1,092	11.9	1,026	11.1
要介護1	1,670	19.8	1,736	19.7	1,758	19.4	1,820	19.9	1,926	20.9
要介護2	1,317	15.6	1,364	15.5	1,419	15.7	1,483	16.2	1,584	17.1
要介護3	970	11.5	1,046	11.9	1,137	12.6	1,161	12.7	1,192	12.9
要介護4	1,022	12.1	1,071	12.1	1,094	12.1	1,056	11.5	1,155	12.5
要介護5	1,043	12.3	1,062	12.0	1,067	11.8	1,066	11.6	1,041	11.3
合計	8,444	100.0	8,827	100.0	9,041	100.0	9,158	100.0	9,238	100.0
認定率	21.5		22.1		22.3		22.4		22.4	

■要支援・要介護者の状況と推移

(単位：人、%)



資料出典：一関地区広域行政組合作成

(各年9月30日時点の一関市における数値※平泉町は含まない。)

(2) 要支援・要介護者の推計（見込み）

○ 要支援・要介護者の推計

要支援・要介護認定者数の推計は、要介護認定者は増加傾向であるのに対し、要支援認定者が大きく減少する見込みであることから、平成37年度には8,917人と、平成29年度に比べ、321人減少すると見込んでいます。

この要因としては、平成29年度から開始した介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）のうち、「介護予防・生活支援サービス事業」のみを利用する場合は、要介護認定の代わりに「基本チェックリスト」を活用して、サービスを利用することができるようになったことが考えられます。

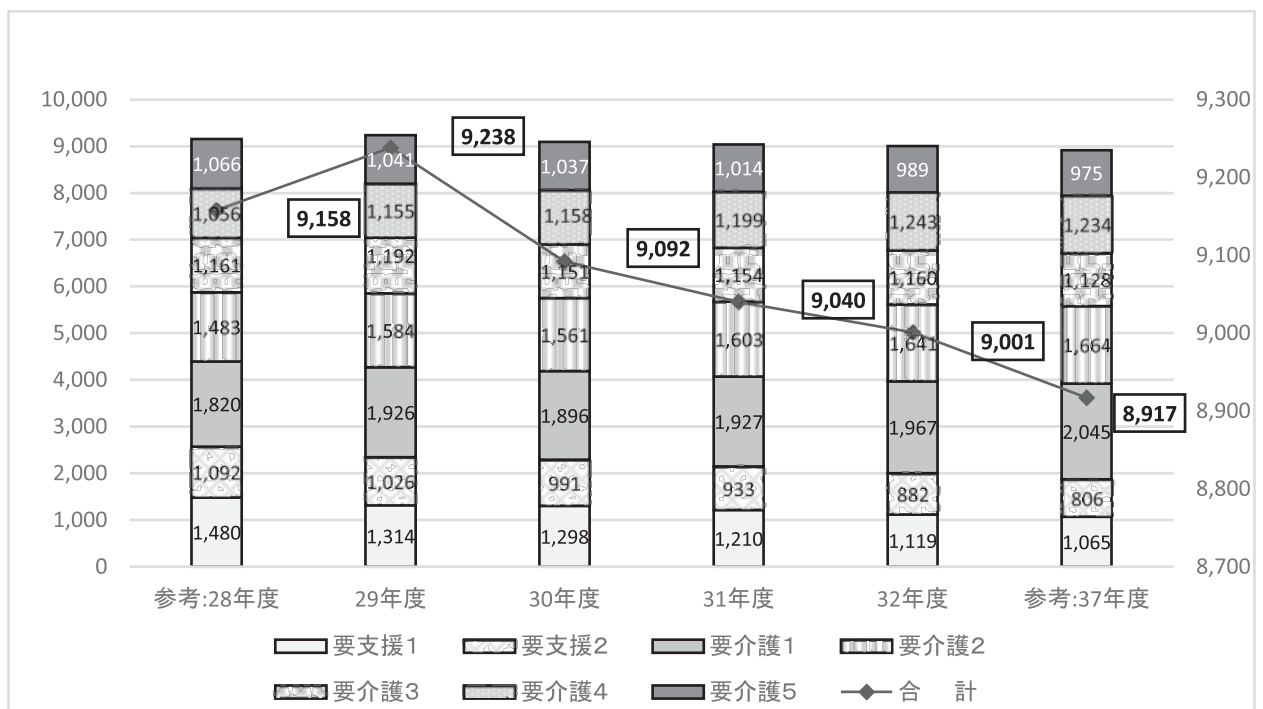
■ 要支援・要介護者の推計

認定区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成37年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
要支援1	1,480	16.2	1,314	14.2	1,298	14.3	1,210	13.4	1,119	12.4	1,065	12.0
要支援2	1,092	11.9	1,026	11.1	991	10.9	933	10.3	882	9.8	806	9.0
要介護1	1,820	19.9	1,926	20.9	1,896	20.8	1,927	21.3	1,967	21.9	2,045	22.9
要介護2	1,483	16.2	1,584	17.1	1,561	17.2	1,603	17.7	1,641	18.2	1,664	18.7
要介護3	1,161	12.7	1,192	12.9	1,151	12.7	1,154	12.8	1,160	12.9	1,128	12.7
要介護4	1,056	11.5	1,155	12.5	1,158	12.7	1,199	13.3	1,243	13.8	1,234	13.8
要介護5	1,066	11.6	1,041	11.3	1,037	11.4	1,014	11.2	989	11.0	975	10.9
合計	9,158	100.0	9,238	100.0	9,092	100.0	9,040	100.0	9,001	100.0	8,917	100.0

※平成29年度の数値は、平成29年9月30日現在のものです。

■ 要支援・要介護者の推計

（単位：人）



資料出典：一関地区広域行政組合作成（一関市における数値※平泉町は含まない。）

第4 高齢者の就業状況

(1) 高齢者の就業状況

65歳以上の高齢者の就業者数は増加傾向にあり、約6人に1人が就業し、地域社会で元気に活躍しています。

- 平成27年の国勢調査における市内の就業者総数は60,063人です。そのうち65歳以上の高齢者の就業者数は10,279人で17.1%を占めています。
- 平成22年と比較すると、15歳～64歳の就業者が減少する一方で、65歳以上の高齢者の就業者数は、増加しています。

■ 高齢者の就業状況

(単位：人、%)

区 分	平成22年度		平成27年度		比較	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
合 計 (①+②+③)	60,606	100	60,063	100	▲543	
①15～64歳就業者	51,939	85.7	49,784	82.9	▲2,155	▲2.8
②65～75歳就業者	5,915	9.8	7,306	12.2	1,391	2.4
男	3,522		4,501		979	
女	2,393		2,805		412	
③75歳以上就業者	2,752	4.5	2,973	4.9	221	0.4
男	1,714		1,737		23	
女	1,038		1,236		198	
65歳以上高齢者の 就業者数 (②+③)	8,667		10,279		1,612	
(参考)65歳以上 高齢者の就業割合	14.3		17.1		2.8	

資料出典：平成22年、平成27年総務省統計局国勢調査（各基準年10月1日現在）

(2) 高齢者の産業別就業状況

第1次産業の就業者の約3分の2が65歳以上の高齢者となっています。
しかし、第1次産業に就業する高齢者数は減少傾向にあり、建設業などの第2次産業、サービス業などの第3次産業に就業する高齢者が増加傾向にあります。

- 就業している高齢者の約半数の46.6%は農業や林業などの第1次産業に従事しています。また、第1次産業に就業している高齢者の割合は60.3%となっています。
- 平成22年の国勢調査と比較すると、第1次産業に就業する高齢者の割合が減少し、建設業などの第2次産業、サービス業などの第3次産業に就業する高齢者が増加しています。

■高齢者の就業状況

(単位：人、%)

区分	第1次産業	第2次産業	第3次産業	その他	合計
合計	7,939	18,078	33,328	718	60,063
15~64歳就業者	3,153	16,496	29,581	554	49,784
	39.7%	91.2%	88.8%	77.2%	82.9%
65歳以上 高齢者の就業者	4,786	1,582	3,747	164	10,279
	60.3%	8.8%	11.2%	22.8%	17.1%
男	2,865	1,246	2,035	92	6,238
女	1,921	336	1,712	72	4,041
65~74歳	2,834	1,396	2,975	101	7,306
男	1,696	1,107	1,637	61	4,501
女	1,138	289	1,338	40	2,805
75歳以上	1,952	186	772	63	2,973
男	1,169	139	398	31	1,737
女	783	47	374	32	1,236
65歳以上高齢者の 産業別就業割合	46.6%	15.4%	36.4%	1.6%	100%
(参考)平成22年時 65歳以上高齢者の 産業別就業割合	57.3%	10.2%	31.8%	0.7%	100%
H22年時との比較	△10.7%	5.2%	4.6%	0.9%	

資料出典：平成27年総務省統計局国勢調査

(注) その他は分類不能の産業

第5 高齢者等の保健サービスの現状

- ◎ 住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、前期計画期間においては、「健康づくりと介護予防の推進」、「生きがいづくりの推進」、「ともに支え合い安心して暮らせる地域づくりの推進」を柱とし、高齢者の保健福祉サービスの充実に取り組んできました。
- ◎ ここでは、高齢者等の主な保健サービスの実施状況等について掲載します。

(1) 健康なからだづくり

高齢になっても、自らの健康づくりを意識し、いきいきとした生活が送れるよう各種専門職による健康教育、健康相談などを実施しています。

① 健康教育

心身の健康に関する正しい知識を身につけることにより、生活習慣病の発症と重症化の予防を図り、また、市民の健康づくりの意識を高めることを目的に、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、健康運動指導士、保健師、栄養士等が講話や実技指導を行っています。

■健康教育の実施状況

(単位：回、人)

項目	年度	26年度		27年度		28年度	
		回数	延参加者	回数	延参加者数	回数	延参加者数
1 医師講演会		9	867	7	817	7	368
2 歯科医師講演会		8	211	7	256	8	358
3 薬剤師による健康教育		8	270	8	287	8	266
4 歯科衛生士による健康教育		15	487	15	395	7	160
5 軽体操普及推進事業		46	1,093	42	1,229	43	953
6 保健師等による健康教育		766	12,834	610	11,327	703	13,691
合計		852	15,762	689	14,311	776	15,796

資料出典：健康づくり課作成（一関市保健事業の実施状況より）

② 健康相談

保健師・栄養士などが保健センターや地区集会所などで心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言や指導を行い、健康管理への支援を行っています。

■健康相談の実施状況

(単位：人)

項目	年度	26年度	27年度	28年度
		延利用者数	延利用者数	延利用者数
1 所内健康相談		743	1,586	1,118
2 所内栄養相談		26	29	18
3 地区健康相談		5,229	4,411	4,510
合計		5,998	6,026	5,646

資料出典：健康づくり課作成（一関市保健事業の実施状況より）

(2) 主要死因について

平成 27 年死亡率（人口 10 万人に対して）は 1,532.3 となっており、全国（1,029.7）・岩手県（1,289.6）を上回っています。

また、全死因の 55.6%を、3大死因の悪性新生物（がん）、心疾患（心臓病など）、脳血管疾患（脳卒中など）の生活習慣病で占めています。

■年次別主要死因別死亡率

（率：人口対 10 万人）

区分 年	全死因		悪性新生物		心疾患		脳血管疾患		肺炎	
	人数	死亡率	人数	死亡率	人数	死亡率	人数	死亡率	人数	死亡率
25年	1,795	1,452.1	452	365.7	323	261.3	231	186.9	171	138.3
26年	1,865	1,527.4	480	393.1	333	272.7	259	212.1	163	133.5
27年	1,863	1,532.3	493	405.5	326	268.1	216	177.7	157	129.1

資料出典：岩手県保健福祉年報

■主要死因別死亡率（平成 27 年）

（率：人口対 10 万人）

区分	全死因		悪性新生物		心疾患		脳血管疾患		肺炎	
	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率
全国	1,290,444	1,029.7	370,346	295.5	196,113	156.5	111,973	89.4	120,953	96.5
岩手県	16,502	1,289.6	4,404	344.2	2,863	223.7	1,927	150.6	1,380	107.8
一関市	1,863	1,532.3	493	405.5	326	268.1	216	177.7	157	129.1

資料出典：岩手県保健福祉年報・人口動態統計

(3) 各種成人検診事業

がん、心臓病、脳卒中、高血圧、糖尿病などの生活習慣病の予防や早期発見、早期治療に結びつけるため、各種成人検診を実施しています。

① がん検診受診状況

胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん検診は40歳以上の方、子宮がん検診は20歳以上の方を対象に実施しています。

■対象者及び受診者数

(単位：人、%)

区分	26年度			27年度			28年度		
	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
胃がん検診	49,139	11,039	22.5	49,139	11,001	22.4	49,139	10,897	22.2
肺がん検診	49,139	12,890	26.2	49,139	13,796	28.1	49,139	14,248	29.0
大腸がん検診	49,139	15,001	30.5	49,139	14,537	29.6	49,139	14,524	29.6
子宮がん検診	33,140	6,152	29.2	33,140	5,568	27.7	33,140	5,710	26.6
乳がん検診	29,805	5,461	33.1	29,805	5,571	33.1	29,805	5,870	34.4

資料出典：健康づくり課作成(一関市保健事業の実施状況より)

※1 対象者数は、直近の国勢調査の数値を用いて算出した推計対象者数であることから、3か年の対象者数が同一となっています。なお、推計対象者数は下記により算定します。

推計対象者数＝市町村人口－(就業者数－農林水産業従事者数)

※2 子宮がん検診と乳がん検診受診率＝(受診者数＋前年度受診者数－2年連続受診者数)÷対象者数×100

② 結核健診受診状況(対象者：65歳以上)

■受診状況

(単位：人、%)

26年度			27年度			28年度		
対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
18,727	3,644	19.5	18,899	2,678	14.2	20,519	2,252	11.0

資料出典：健康づくり課作成(一関市保健事業の実施状況より)

③ 特定健康診査受診状況(対象者：一関市国民健康保険加入者の40歳～74歳)

■受診状況

(単位：人、%)

26年度			27年度			28年度		
対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
23,508	9,494	40.4	22,685	9,053	39.9	21,862	8,901	40.7

資料出典：健康づくり課作成(法定報告より)

④ 後期高齢者の健康診査受診状況(対象者：岩手県後期高齢者医療保険加入者)

■受診状況

(単位：人、%)

26年度			27年度			28年度		
対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
10,958	2,289	20.9	11,871	2,468	20.8	11,819	2,652	22.4

資料出典：健康づくり課作成(一関市保健事業の実施状況より)

(4) 成人歯科健診事業

生涯を通じて自分の歯で食生活を営み、健やかに高齢期を迎えることができるように、「8020運動（80歳になっても20本以上の歯を保とう）」の推進と併せて、成人歯科健診等を実施しています。

また、寝たきり等により歯科受診が困難な方に対し、歯科医師による家庭訪問歯科診療を実施しています。

① 成人歯科健康診査受診状況（対象者：40歳・50歳・60歳・70歳）

■対象者及び受診者数 （単位：人、％）

年度 \ 区分	対象者	受診者	受診率
26年度	6,390	481	7.5
27年度	5,943	733	12.3
28年度	5,930	797	13.4

資料出典：健康づくり課作成（一関市保健事業の実施状況より）

② 後期高齢者の歯科健康診査受診状況

（対象者：岩手県後期高齢者医療保険加入者の75歳）

■受診状況 （単位：人、％）

26年度			27年度			28年度		
対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
1,481	170	11.5	1,195	131	11.0	1,023	104	10.2

資料出典：岩手県後期高齢者医療広域連合

③ 家庭訪問歯科診療実施状況

■実施者数及び訪問延回数 （単位：人、回）

年度 \ 区分	26年度			27年度			28年度		
	実人数	訪問延回数	一人当り訪問回数	実人数	訪問延回数	一人当り訪問回数	実人数	訪問延回数	一人当り訪問回数
人数	52	181	3.5	34	119	3.5	10	34	3.4

資料出典：健康づくり課作成（一関市保健事業の実施状況より）

※平成28年度より寝たきり度ランクCのみを事業対象としたため、平成28年度における実績値が減少したものの。

第6 高齢者福祉サービスの現状

- ◎ ここでは、主な高齢者の福祉サービスの実施状況等について掲載します。
- ◎ なお、介護保険サービスについては、一関地区広域行政組合が所管していることから、参考として概況を掲載します。

(1) 介護予防事業

介護が必要な状態にならないように、また健康で生きがいを持った生活が送れるよう、各地区の集会所等において、65歳以上の高齢者を対象に介護予防事業を行っています。

当市では、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）を開始することとし、平成28年度は二次予防事業の対象者となる、生活機能の低下があり、要介護状態等になるおそれがあると認定された特定高齢者の把握方法を見直したため、平成28年度の二次予防事業は回数、参加延人数ともに減少しています。

また、平成27年度には、地域づくりによる介護予防推進支援モデル事業において講演会や事例発表会の開催等に取り組み、住民主体の通いの場の立ち上げにつながりました。

① 二次予防事業（特定高齢者対象）

■実施状況

（単位：回、人）

地域	年度 区分	26年度		27年度		28年度	
		実施回数	延人数	実施回数	延人数	実施回数	延人数
一 関		168	884	150	876	60	587
花 泉		76	308	84	322	60	178
大 東		84	352	67	336	22	239
千 厩		46	256	47	294	15	171
東 山		38	112	31	97	17	202
室 根		36	150	28	151	17	116
川 崎		29	104	28	96	15	56
藤 沢		60	301	46	289	29	235
合 計		537	2,467	481	2,461	235	1,784

資料出典：長寿社会課作成

② 一次予防事業（一般高齢者対象）

■開催状況

（単位：回、人）

区分・年度 地域	26年度		27年度		28年度	
	実施回数	延人数	実施回数	延人数	実施回数	延人数
一 関	1,390	17,246	1,144	17,539	1,036	15,853
花 泉	578	6,787	588	6,957	569	6,306
大 東	178	967	101	1,249	118	1,508
千 厩	196	3,022	198	3,791	209	3,612
東 山	85	497	40	754	59	876
室 根	75	1,021	74	957	78	902
川 崎	93	866	62	1,137	75	1,711
藤 沢	70	838	73	785	130	1,439
合 計	2,665	31,244	2,280	33,169	2,274	32,207

資料出典：長寿社会課作成

③ 週イチ倶楽部応援事業

いつまでも元気に住み慣れた地域で暮らすことができるよう、「いきいき百歳体操」を中心とした運動を週1回以上実施する住民団体等を「週イチ倶楽部」とし、必要な物品の貸し出しや専門職等による指導の支援を行っています。

また、「週イチ倶楽部」の立ち上げや運営等の補助を行い、地域住民主体の介護予防活動を推進する「週イチ倶楽部サポーター」を養成しています。

■利用状況

（単位：団体、人）

区分	26年度	27年度	28年度
週イチ倶楽部活動団体数	—	4	14
週イチ倶楽部サポーター養成者数	—	—	36

資料出典：健康づくり課作成

※週イチ倶楽部応援事業は平成27年度から、週イチ倶楽部サポーター養成は平成28年度から実施

④ ふれあいサロン（一関市社会福祉協議会事業）

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者、日中独居となる方、高齢者のみ世帯の方などを対象に、他の高齢者等との交流を通じて、閉じこもりの防止を図るため、自治会などを単位とした定期的な集まり（ミニサロン）の開催を支援しています。

■実施状況

（単位：箇所、日）

区分	年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
設 置 箇所数	26	130	52	47	47	16	18	17	23	350
	27	130	53	47	48	17	19	16	25	355
	28	128	56	47	48	16	19	19	29	362
開 催 日 数	26	1,605	556	527	547	194	165	120	248	3,962
	27	1,591	614	504	586	222	174	167	262	4,120
	28	1,396	609	514	573	217	174	184	327	3,994

資料出典：一関市社会福祉協議会作成

(2) 社会参加・生きがいづくり事業

① 老人クラブの活動状況

老人クラブは、概ね60歳以上が会員となり、高齢者の教養の向上、健康の増進に関する活動や地域との交流活動、レクリエーション活動などを行っています。

また、ひとり暮らし高齢者宅への訪問や、児童・生徒の登下校時の見守り活動など、地域社会において、大きな役割を果たしています。

■クラブ数及び加入状況

(単位:人、%)

区分 年度 地域	クラブ数			会員数			60歳以上の 高齢者数			加入率		
	26 年度	27 年度	28 年度	26 年度	27 年度	28 年度	26 年度	27 年度	28 年度	26 年度	27 年度	28 年度
一関	83	79	77	3,534	3,357	3,179	21,327	21,525	21,695	16.57	15.60	14.65
花泉	42	40	38	1,069	1,030	936	5,935	5,961	5,960	18.01	17.28	15.70
大東	48	47	45	1,997	1,865	1,733	6,992	7,003	6,949	28.56	26.63	24.94
千厩	25	25	26	1,382	1,310	1,343	5,056	5,040	5,010	27.33	25.99	26.81
東山	23	23	23	753	753	737	3,129	3,125	3,115	24.07	24.10	23.66
室根	11	11	11	490	502	473	2,489	2,513	2,491	19.69	19.98	18.99
川崎	25	25	25	1,169	1,142	1,145	1,755	1,761	1,779	66.61	64.85	64.36
藤沢	20	21	21	957	942	932	3,848	3,869	3,867	24.87	24.35	24.10
合計	277	271	266	11,351	10,901	10,478	50,531	50,797	50,866	22.46	21.46	20.60

資料出典：長寿社会課作成

② 高齢者の生きがいと健康づくり

高齢者の健康保持増進や生きがいづくり活動の促進、高齢者同士だけではなく世代を超えたふれあい活動、交流活動の促進を図るため、各種行事を老人クラブ等と連携し開催しています。

■参加状況

(単位:人)

区分 年度	いきいきシニア スポーツ大会	世代間 交流事業	市長杯囲碁・ 将棋大会	高齢者趣味 創作品展示会	合計
26年度	3,287	2,520	60	87	5,954
27年度	3,296	5,186	37	160	8,679
28年度	3,210	514	43	157	3,924

資料出典：長寿社会課作成

※世代間交流事業は、年度により内容が異なることから、参加者数が大きく変動します。

③ 敬老会開催事業

市内に居住する80歳以上の高齢者を対象に、各地域で敬老会を開催し、長寿をお祝いしています。

■開催状況

(単位：人)

区分 年度 地域	招待者数			出席者数		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
一 関	6,122	6,244	6,413	1,911	1,918	1,974
花 泉	1,978	1,987	1,995	748	811	790
大 東	2,528	2,542	2,543	1,092	1,092	1,096
千 厩	1,705	1,726	1,741	979	801	784
東 山	999	998	1,049	379	420	451
室 根	883	882	891	364	322	321
川 崎	592	597	613	284	292	287
藤 沢	1,416	1,417	1,416	601	548	534
合 計	16,223	16,393	16,661	6,358	6,204	6,237

資料出典：長寿社会課作成

④ 満百歳記念事業

市内に居住する満百歳を迎えた方に対し、祝い状、記念品等を贈呈しています。

■贈呈状況

(単位：人)

地域 年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
26年度	12	3	5	0	2	5	0	3	30
27年度	11	2	7	2	0	2	1	5	30
28年度	16	7	8	9	6	2	3	3	54

資料出典：長寿社会課作成

⑤ シニア活動プラザ運営事業

市街地活性化施設（なのはなプラザ）内に設置する「シニア活動プラザ」を拠点として、シニア世代の社会参加及び社会貢献活動のきっかけづくりを促進するため、専門相談員による相談窓口の開設や学習会、セミナー等の開催など、「シニア社会貢献支援事業」を一関市社会福祉協議会に委託し、実施しています。

■利用状況

(単位：人)

区分	26年度	27年度	28年度
シニア活動プラザ利用者数	2,223	3,482	4,879

資料出典：長寿社会課作成

⑥ 高齢者福祉乗車券交付事業

在宅で生活する70歳以上の高齢者の社会参加と交流活動の促進を図ることを目的に、年額12,000円を上限として、バスやタクシー料金の一部を助成しています。

また、東日本大震災により被災し、市内に避難している高齢者も対象としています。

■実施状況

(単位：人、円)

項目 年度		地域								
		一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	計
交付者数 (人)	26年度	1,465 (12)	406	285	408 (14)	262 (2)	196 (2)	156	384 (2)	3,562 (32)
	27年度	1,495 (13)	418	305	421 (14)	255 (2)	174 (2)	167	396 (1)	3,631 (32)
	28年度	1,513 (13)	407	280	415 (15)	251 (2)	191 (4)	164	362	3,583 (34)
利用額 (円)	26年度	34,538,100 (370,000)								
	27年度	35,257,450 (368,000)								
	28年度	34,275,070 (408,000)								

資料：長寿社会課作成

※ () は、実績のうち、被災高齢者福祉乗車券分の数値です。

⑦ 公益社団法人一関市シルバー人材センター

シルバー人材センターは、高齢者の就業活動の促進を通じて、地域の高齢者が、長年培った知識・経験・技能を生かし、共に働き、共に助け合っていくことを目指し、高齢者の生きがいの充実と地域社会の活性化を図ることを目的に活動しています。

主な活動として、障子の張り替えや草刈り、家事手伝いなどの軽作業を依頼主との請負（委託）契約により行います。

■利用状況

(単位：人、件、円)

区分	年度		
	26年度	27年度	28年度
会員数 (人)	519	511	514
受託件数 (件)	2,740	2,758	3,736
就業延人員 (人)	29,592	28,635	30,466
受託総額 (円)	150,463,773	141,601,636	148,658,094

資料出典：長寿社会課作成

(3) 生活支援サービス

① 生活管理指導員派遣事業

介護保険における要介護認定で非該当とされた在宅で暮らすひとり暮らし高齢者や虚弱など、援助を必要とする高齢者などに対し、要介護状態への進行の予防や自立生活を助長するため、指導員を派遣し、買い物、掃除、調理などの日常生活の支援を行っています。

■利用状況 (単位:人、回)

地域	区分 年度	利用者数			延利用回数		
		26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
一 関		16	12	8	112	184	234
花 泉		0	0	0	0	0	0
大 東		1	2	2	102	126	108
千 厩		1	1	1	45	43	45
東 山		1	1	0	50	5	0
室 根		0	0	0	0	0	0
川 崎		1	1	1	50	52	50
藤 沢		0	1	1	0	18	7
合 計		20	18	13	359	428	444

資料出典：長寿社会課作成

② 生きがいデイサービス事業

介護保険における要介護認定で非該当とされた在宅で暮らすひとり暮らし高齢者や虚弱など、援助を必要とする高齢者などに対し、通所による日常生活の支援、指導を行うことで、要介護状態への進行や閉じこもりの防止を図っています。

■利用状況 (単位:人、回)

地域	区分 年度	利用者数			延利用回数		
		26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
一 関		14	10	11	461	345	292
花 泉		0	0	0	0	0	0
大 東		2	2	1	91	82	51
千 厩		2	2	2	87	100	58
東 山		0	0	0	0	0	0
室 根		7	3	1	293	148	50
川 崎		0	0	0	0	0	0
藤 沢		0	0	0	0	0	0
合 計		25	17	15	932	675	451

資料出典：長寿社会課作成

③ 生活支援ショートステイ事業

介護保険における要介護認定で非該当とされた在宅で暮らしひとり暮らし高齢者や虚弱など、援助を必要とする高齢者に対し、要介護状態への進行の予防や自立生活を助長するため、短期間の宿泊（原則として月7日以内）により、日常生活の支援を行っています。

■利用状況 (単位:人、日)

区分 年度 地域	利用者数			延利用回数		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
一 関	0	1	1	0	4	2

資料出典：長寿社会課作成

※平成 26 年度から 28 年度において、一関地域以外の地域では、利用実績はありません。

④ 配食サービス事業

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の方、障がい者などを対象に、食事を届けることにより、高齢者等の健康の保持増進のほか、安否確認と孤独感の解消を図っています。

■実施状況 (単位：人、食)

区分 年度 地域	利用者数（登録者数）			配食数		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
一 関	(120)	(115)	(118)	(14,992)	(13,984)	(15,839)
花 泉	60	71	73	7,865	8,287	8,767
大 東	42	47	44	3,945	4,270	4,245
千 厩	22	17	14	2,760	2,880	2,667
東 山	17	8	12	930	604	822
室 根	2	2	2	482	481	485
川 崎	5	8	13	633	568	728
藤 沢	23	21	21	702	760	1,129
合 計	171	174	179	17,317	17,850	18,843

資料出典：長寿社会課作成

※ 一関地域では、一関市社会福祉協議会事業として実施のため（ ）記載とし、合計に含んでいません。

(4) 在宅介護支援サービス

① 介護用品の支給事業

在宅で暮らす要介護4、5の高齢者等を常時介護している市民税非課税世帯に属する家族に対して、経済的負担の軽減と、要介護者の在宅生活の継続、質の向上を図るため、月額8,000円を上限に介護用品（紙おむつなど）を支給しています。

■支給状況（受給者数）

(単位：人)

地域 年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
26年度	77	29	24	14	10	7	6	22	189
27年度	79	31	41	17	8	4	9	22	211
28年度	81	31	23	22	6	5	10	22	200

資料出典：長寿社会課作成

② 在宅寝たきり高齢者等介護手当支給事業

在宅で暮らす要介護4、5の高齢者等を常時介護している家族に対して、介護者の負担軽減を図るため、月額5,000円の介護手当を支給しています。

■支給状況（受給者数）

(単位：人)

地域 年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
26年度	400	136	135	121	53	60	35	80	1,020
27年度	395	136	153	117	40	31	40	73	985
28年度	379	134	114	130	46	52	46	81	982

資料出典：長寿社会課作成

③ 高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業

身体に障がいのある方や要介護認定を受けた高齢者が、在宅生活を送る上で必要な住宅の改良（段差の解消や浴室・トイレなどの改修）をする場合に、その費用の一部（上限：40万円）を補助しています。

■利用状況（補助件数）

(単位：件)

地域 年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
26年度	6	3	4	2	2	0	1	0	18
27年度	4	2	2	1	1	1	1	3	15
28年度	8	2	4	1	0	1	0	1	17

資料出典：長寿社会課作成

④ 住宅改修支援事業

居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者に対し、住宅改修費支給の申請に係る理由書を作成した場合、理由書を作成した居宅介護支援事業所等に1件につき2,000円の助成を行っています。

■利用状況（補助件数）

（単位：件）

区分 \ 年度	26年度	27年度	28年度
交付件数	14	19	11

資料出典：長寿社会課作成

⑤ 外出支援サービス事業

歩行が困難で車いすなどを使用し、通院、入退院などの外出時に付き添いが必要な方に対して、車いす専用リフト付車両などを使った移送サービスを実施しています。

■利用状況

（単位：人、回）

区分 \ 年度 地域	登録者数			利用回数		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
一 関	8	8	11	33	34	19
花 泉	11	10	7	15	9	0
大 東	25	19	13	47	26	21
千 厩	31	39	39	118	89	0
東 山	38	40	32	53	64	77
室 根	33	21	26	113	92	93
川 崎	3	2	4	8	5	0
藤 沢	51	41	51	69	48	30
合 計	200	180	183	456	367	240

資料出典：長寿社会課作成

※ 花泉・千厩・川崎地域は、平成28年度からサービス提供を行っていません。

(5) 高齢者の住まい、福祉施設サービス等

① 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

低所得者が介護サービス等を利用する場合に、社会福祉法人等はその社会的な役割に鑑み、利用者のサービス利用負担額を軽減することができます。

市では、その軽減額の一部を、社会福祉法人等に対し補助しています。

■利用状況（補助件数）

(単位：件)

区分 \ 年度	26年度	27年度	28年度
実施法人数	13	11	9

資料出典：長寿社会課作成

② 養護老人ホーム

養護老人ホームは、身体・精神・環境及び経済的な理由などにより、居宅において生活することが困難な概ね65歳以上の高齢者について、市が入所を措置する施設です。

介護保険施設には該当しない施設ですが、介護が必要な状態になった場合には、施設に入所したままで在宅同様に介護保険のサービスを利用することができます。

■入所状況（各年度末現在）

(単位：人)

施設名 年度 地域	東山荘			こはぎ荘			市外			合計		
	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
一関	17	16	17	6	7	9	3	4	4	26	27	30
花泉	3	3	4	6	6	6	2	1	1	11	10	11
大東	10	13	11	17	17	21	1	1	1	28	31	33
千厩	6	6	6	6	7	7	3	1	1	15	14	14
東山	17	12	13	4	3	3	1	1	1	22	16	17
室根	0	1	1	4	4	2	0	0	0	4	5	3
川崎	1	2	3	3	1	1	1	0	0	5	3	4
藤沢	6	5	5	4	4	2	0	0	0	10	9	7
合計	60	58	60	50	49	51	11	8	8	121	115	119

資料出典：長寿社会課作成

※ 市外の施設名：寿水荘（奥州市）・北星荘（北上市）・祥風苑（大船渡市）・松寿荘（雫石町）

③ 生活支援ハウス

生活支援ハウスは、日常生活は自力で営めるものの、見守り程度の支援が必要なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方などが在宅生活に不安がある場合において、一定期間の住居を提供する施設です。

施設職員による各種相談や助言などを通じ、在宅生活を営む上での不安感の解消を図り、在宅生活へ円滑に移行できるよう支援します。

■利用状況（各年度末現在）

（単位：人）

施設名	定員	利用者数		
		26年度	27年度	28年度
高齢者生活福祉センター「みどりの里」	10	10	7	9
一関市生活支援ハウス「むろね苑」	8	5	8	8
合計	18	15	15	17

資料出典：長寿社会課作成

④ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム（ケアハウス）

身体機能の低下などから独立して生活することに不安がある方や、家族の援助を受けることが難しい高齢者などが入所して日常生活上のサービスを受ける施設です。提供されるサービスは、施設の種類により異なります。

介護保険の対象外施設として、現在市内には、下記表のとおり設置されています。入所にあたっては、入所希望者と施設との利用契約の締結が必要となります。

■設置状況

（単位：施設）

種類	地域								
	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
有料老人ホーム	8	1	0	0	0	0	0	0	9
サービス付き高齢者向け住宅	7	2	0	1	0	0	0	1	11
軽費老人ホーム（ケアハウス）	2	0	0	0	0	0	0	0	2

資料出典：長寿社会課作成

⑤ 老人福祉センター

老人福祉センターは、高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションなどのための便宜を総合的に供与する施設で、老人クラブ及び各種趣味活動グループなどの研修活動やレクリエーション活動の場として利用されています。

■利用状況

（単位：日、人）

施設名	区分年度	開館日数			利用者数		
		26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
一関老人福祉センター		299	299	298	3,598	4,345	4,343
大東老人福祉センター		251	220	211	2,578	6,438	4,357
千厩老人福祉センター		244	243	237	7,493	5,826	5,386
計		794	762	746	13,669	16,609	14,086

資料出典：長寿社会課作成

(6) 見守り支援・認知症対策

① 高齢者見守りネットワーク事業

郵便局や新聞配達業など市内の一般家庭を訪問する事業者との連携により、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の見守り活動を実施し、地域における見守り体制の強化を図っています。

■登録状況

(単位：事業所)

区分 \ 年度	26年度	27年度	28年度
登録事業所数	—	32	35

資料出典：長寿社会課作成 ※平成27年度から実施

② 緊急通報システム整備事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方などを対象に、災害・事故・急病などの非常時に消防署へ容易に通報できる端末機の貸与を行っています。

■設置状況

(単位：台)

地域 \ 年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
26年度	358	158	108	53	48	35	47	68	875
27年度	346	154	113	55	42	37	49	61	857
28年度	338	143	105	52	46	40	55	56	835

資料出典：長寿社会課作成

③ 高齢者SOSネットワーク事業

認知症高齢者等が徘徊などにより行方不明となった場合に、早期発見、早期保護及び早期の身元の特定が行えるよう、登録制により、あらかじめ高齢者の情報を警察、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等の関係機関と情報共有し、非常時の相互の連絡体制を構築しています。

■登録状況

(単位：人)

地域 \ 年度	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
26年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27年度	14	0	0	0	1	0	0	1	16
28年度	30	5	2	1	1	0	2	2	43

資料出典：長寿社会課作成 ※平成27年度から実施

④ 認知症サポーターの養成

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、自分のできる範囲で手助けしようとする「認知症サポーター」を養成しています。

認知症サポーター養成講座は、地域住民、企業、小中学校等からの要請に応じて、多様な場所、場面で開催しています。

■養成状況

(単位：回、人)

地域	区分 年度	講座開催回数			養成者数		
		26年度	27年度	28年度	26年度	27年度	28年度
一 関		17	12	22	380	439	649
花 泉		0	0	1	0	0	10
大 東		3	2	3	55	26	317
千 厩		1	1	4	32	24	128
東 山		1	0	2	94	0	77
室 根		0	0	0	0	0	0
川 崎		0	0	1	0	0	16
藤 沢		0	0	4	0	0	202
合 計		22	15	37	561	489	1,399

資料出典：長寿社会課作成

⑤ 認知症ケアパスの作成・普及

認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関など、適切なケアの流れを示した認知症ケアパスを作成し、市民や医療・介護関係者へ普及を図っています。



(7) 介護人材の確保、育成、定着支援等

近年、全国的に少子高齢化の進行と要介護高齢者の増加に伴う、介護職員の不足が深刻化しています。

将来にわたって介護人材が質・量ともに確保され、介護サービスが安定的に提供されるよう、介護人材の確保、育成、定着などの各種支援に積極的に取り組んでいます。

① 介護職員研修奨励金事業

介護職員初任者研修又は実務者研修の修了者であって、現に、市内の介護サービス事業所等に介護職員として勤務している方へ奨励金を交付しています。

■助成件数

(単位：件)

区分 \ 年度	26年度	27年度	28年度
介護職員初任者研修 (奨励金：5万円上限)	—	17	10
実務者研修 (奨励金：10万円上限)	—	—	46
合計	—	17	56

資料出典：長寿社会課作成

※介護職員初任者研修は平成27年度から、実務者研修は平成28年度から実施

② 介護人材確保奨学金補助金

返還義務のある奨学金の貸与を受けて学校等で修学し、介護福祉士等の資格を取得した方が、市内の介護サービス事業所に就職し、定着した場合に、奨学金の返還額の一部を補助しています。

■補助件数

(単位：件)

区分 \ 年度	26年度	27年度	28年度
交付件数	—	—	9

資料出典：長寿社会課作成 ※平成28年度から実施

③ 介護保険施設等人材育成支援事業

介護や福祉の資格を有しない方を雇用し、働きながら介護職員初任者研修を受講することで、介護人材として必要な知識及び技術の習得ができるよう、介護保険施設等の運営法人に委託し、介護職を希望する若者等の育成と地元への定着を図っています。

■育成人数

(単位：人)

区分 \ 年度	26年度	27年度	28年度
育成人数	—	4	9

資料出典：長寿社会課作成 ※平成27年度から実施

④ 介護担い手育成事業

シニア世代や子育て、在宅介護を終えた主婦（夫）、潜在有資格者など、介護に関心のある方を対象に、介護や認知症などに関する基礎知識、介護手法や介護保険制度などに関する講義や演習を行う「実践介護講座」、ベッドや車椅子への移乗などの介護体験、福祉用具の操作体験などを行う「介護体験セミナー」を開催しています。

■参加者数

(単位：人)

区分 \ 年度	26年度	27年度	28年度
実践介護講座	15	15	19
介護体験セミナー	39	28	48
合計	54	43	67

資料出典：長寿社会課作成

⑤ 介護従事者向け研修開催事業

介護職への定着と質の高いサービス提供ができる人材の育成を目的に、市内の介護サービス事業所等に勤務する介護職員を対象とした研修会を開催しています。

■受講者数

(単位：人)

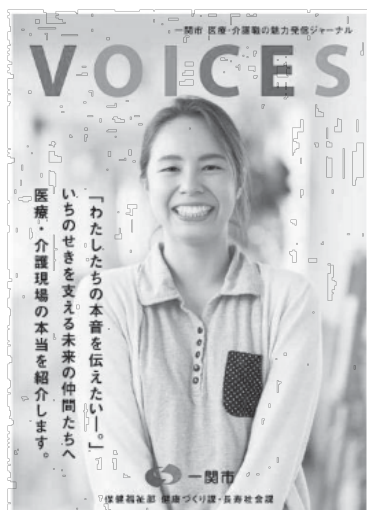
区分 \ 年度	26年度	27年度	28年度
受講者数	—	57	100

資料出典：長寿社会課作成 ※平成27年度から実施

⑥ 医療・介護職の魅力発信パンフレット「VOICES」の発行

平成28年度に市内の医療・介護事業所に勤務する若手職員で構成するワークショップにおいて、デザインや内容等を検討し、職の魅力を発信するパンフレットを作成、発行しました。

作成したパンフレットは、市内の医療・介護事業所に配布したほか、就職説明会などの各種イベントで配布しています。



第7 介護保険サービスの現状

(1) 介護サービス事業所の状況（平成29年11月1日現在）

（単位：事業所）

事業所種類	地域	一 関	花 泉	大 東	千 厩	東 山	室 根	川 崎	藤 沢	合 計
地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）		2	1	1	1	0	0	0	1	6
居宅介護支援事業所		20	6	6	3	3	3	1	2	44
介護予防支援事業所		2	1	1	1	0	0	0	1	6
訪問介護（ホームヘルプサービス）		18	2	3	3	2	2	1	2	33
訪問入浴介護		4	0	1	2	1	0	0	1	9
訪問看護		4	1	0	3	2	0	1	1	12
訪問リハビリテーション		1	0	0	0	1	0	0	0	2
通所介護（デイサービス）		17	4	6	3	2	1	1	2	36
通所リハビリテーション（デイケア）		4	1	1	1	1	0	0	1	9
短期入所生活介護（ショートステイ）		7	4	3	1	1	1	1	1	19
短期入所療養介護（医療施設のショートステイ）		4	1	1	1	1	0	0	1	9
特定施設入居者生活介護		3	0	0	0	1	0	0	0	4
地域密着型通所介護（小規模デイサービス）		6	2	2	0	0	2	1	1	14
認知症対応型通所介護		1	1	0	1	0	0	0	0	3
小規模多機能型居宅介護		3	0	0	2	0	0	0	0	5
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）		10	3	3	2	1	2	1	2	24
地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模ケアハウス）		1	0	0	1	0	0	0	0	2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）		2	2	1	1	0	0	0	0	6
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）		5	3	1	1	1	1	1	1	14
介護老人保健施設（老人保健施設）		2	1	1	1	1	0	0	1	7
介護療養型医療施設		2	0	0	0	0	0	0	0	2
福祉用具貸与		6	1	1	1	0	0	0	1	10
特定福祉用具販売		6	1	1	1	0	0	0	1	10

資料出典：介護サービス事業所等一覧（一関地区広域行政組合作成）

(2) 保険給付費の状況

介護ニーズの多様化及び介護サービスの利用頻度の増加により、介護給付費等も増加しています。新たな事業所等が整備される一方で、施設入所待機者をはじめとする複数のサービスを組み合わせた居宅サービス利用者などの増加も、給付費増の一因と考えられます。

今後も介護事業所に対する指導やケアマネジメント研修等の開催により、給付の適正化に努めます。

■保険給付費の状況

(単位：千円、%)

区分	年度	第6期				
	第5期	26年度	27年度	28年度	29年度 (見込み)	合計
計画額		13,219,658	13,564,186	14,002,759	14,356,622	41,923,567
給付実績		13,080,142	13,358,125	13,475,791	13,846,497	40,680,413
計画に対する割合		98.9	98.5	96.2	96.4	97.0

資料出典：一関地区広域行政組合作成（組合管内の数値）

(3) サービス利用者の状況

介護サービスを利用する割合は、介護度が高い被保険者ほど高くなっています。

■要支援・要介護認定者・サービス利用者数

(単位：人、%)

区分	認定者数	サービス利用者数	割合
要支援1	1,559	887	56.9
要支援2	1,171	846	72.2
要介護1	1,959	1,761	89.9
要介護2	1,640	1,556	94.9
要介護3	1,220	1,210	99.2
要介護4	1,178	1,171	99.4
要介護5	1,085	999	92.1
合計	9,812	8,430	85.9

資料出典：一関地区広域行政組合作成（組合管内の数値）

(注) 認定者数は平成29年3月31日現在、サービス利用者数は平成29年3月に利用した人数

(4) 介護サービス（要介護）の利用状況

要介護認定を受けた方のうち、平成28年度のサービス利用者は、居宅サービス利用者が延べ99,279人、地域密着型サービス利用者が延べ11,977人、施設サービス利用者が延べ19,333人となっており、全体として前年度対比103.0%となっています。

■利用状況

(単位：人、%)

サービス種類		26年度	27年度	28年度	H28/H27
居宅	訪問介護	14,626	14,950	15,133	101.2
	訪問入浴介護	2,270	2,249	2,071	92.1
	訪問看護	4,253	4,330	4,548	105.0
	訪問リハビリテーション	404	577	773	134.0
	居宅療養管理指導	969	1,384	1,562	112.9
	通所介護	32,330	34,257	31,063	90.7
	通所リハビリテーション	4,849	4,997	5,539	110.8
	短期入所（特養）	7,830	8,285	8,212	99.1
	短期入所（老健）	1,311	1,295	1,046	80.8
	短期入所（療養型）	25	19	37	194.7
	特定施設入居者生活介護	1,520	1,513	1,536	101.5
	福祉用具貸与	23,848	25,959	27,202	104.8
	特定福祉用具販売	717	598	557	93.1
	小計	94,952	100,413	99,279	98.9
地域密着型	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	302	357	411	115.1
	小規模多機能型居宅介護	915	766	573	74.8
	認知症対応型共同生活介護	3,929	3,990	4,033	101.1
	地域密着型特定施設入居者生活介護	605	638	651	102.0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,746	1,735	1,997	115.1
	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	0	0	4,312	皆増
	小計	7,497	7,486	11,977	160.0
施設	介護老人福祉施設	10,363	10,389	10,465	100.7
	介護老人保健施設	8,241	8,463	8,715	103.0
	介護療養型医療施設	255	206	153	74.3
	小計	18,859	19,058	19,333	101.4
住宅改修	260	252	231	91.7	
居宅サービス計画費	43,763	46,183	47,769	103.4	
合計	165,331	173,392	178,589	103.0	

資料出典：一関地区広域行政組合作成（組合管内の数値）

(5) 介護予防サービス（要支援）の利用状況

要支援認定を受けた方のうち、サービス利用者は、平成28年度では、居宅サービス利用者が延べ27,844人、地域密着型サービス利用者が延べ167人、全体として前年度対比98.9%となっています。

■利用状況

(単位：人、%)

サービス種類		26年度	27年度	28年度	H28/H27
居	介護予防訪問介護	6,699	6,717	6,375	94.9
	介護予防訪問入浴介護	0	6	19	316.7
	介護予防訪問看護	568	608	614	101.0
	介護予防訪問リハビリ	67	114	157	137.7
	介護予防居宅療養管理指導	52	74	126	170.3
	介護予防通所介護	13,159	13,259	12,771	96.3
	介護予防通所リハビリ	1,409	1,475	1,586	107.5
	介護予防短期入所（特養）	355	299	271	90.6
	介護予防短期入所（老健）	19	25	33	132.0
	介護予防短期入所（療養型）	25	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	69	52	40	76.9
	介護予防福祉用具貸与	4,613	5,120	5,650	110.4
	特定介護予防福祉用具販売	258	204	202	99.0
	小計	27,293	27,953	27,844	99.6
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	3	3	16	533.3
	介護予防小規模多機能型居宅介護	155	163	111	68.1
	介護予防認知症対応型共同生活介護	22	27	40	148.1
	小計	180	193	167	86.5
介護予防住宅改修		165	125	122	97.6
介護予防支援（居宅サービス計画費）		20,686	21,144	20,714	98.0
合計		48,324	49,415	48,847	98.9

資料出典：一関地区広域行政組合作成（組合管内の数値）

(6) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所待機者の状況

特別養護老人ホームの入所待機者のうち、最も施設入所の必要性が高い「在宅待機者で早期に入所が必要な方」は、第6期介護保険事業計画期間中に特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどが新たに整備されたことから、減少傾向となっていますが、今後、高齢者人口の増加に伴い、介護を必要とする方も増える見込まれます。

在宅生活における高齢者の不安解消や介護者支援等、在宅介護サービスの充実を図りながら、地域の実情を踏まえて適正な施設整備を検討します。

■待機者状況

(単位：人)

年 度	27年度			28年度			29年度		
	待機者	うち在宅 の待機者	うち早期に 入所が必要 な者	待機者	うち在宅 の待機者	うち早期に 入所が必要 な者	待機者	うち在宅 の待機者	うち早期に 入所が必要 な者
一 関	290	88	64	244	77	50	239	75	44
花 泉	25	12	11	24	9	8	19	6	3
大 東	131	41	24	107	30	29	112	26	19
千 厩	107	52	35	92	42	38	90	38	31
東 山	58	10	7	21	4	3	45	9	7
室 根	47	20	9	5	2	2	23	11	10
川 崎	33	13	10	37	15	9	35	9	6
藤 沢	58	17	7	64	20	5	70	22	12
合 計	749	253	167	594	199	144	633	196	132

資料出典：一関地区広域行政組合作成 各年度4月1日現在

第2章 現状からの課題

第1 前期計画の振り返り

前期計画（計画年次：平成27年度～29年度）では、基本理念として掲げる「人と人、地域と地域が結び合い 未来輝く“いちのせき”」の実現に向けて、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する中、ともに支え合い、健やかに安心して暮らすことができるまちを目指し、「健康づくりの推進と介護予防の充実」、「生きがいつくりの推進」、「ともに支え合い安心して暮らせる地域づくりの推進」を柱に、各種施策に取り組んできました。

「健康づくりの推進」では、生活習慣病予防や若年期からの健康に対する意識啓発、休日や夜間の集団検診実施、対象者への個別通知に取り組み、特定健康診査や成人歯科健康診査等の受診率の向上につながりました。

「介護予防の充実」では、介護予防普及講演会の開催などにより、介護予防意識の醸成、普及・啓発に取り組み、住民主体で「いきいき百歳体操」を核とした介護予防活動に取り組む「週イチ倶楽部」など、週1回から週2回の運動を取り入れた通いの場やサロン活動を行う団体の増加につながりました。

また、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、地域資源を生かした多様なサービス提供の枠組みを構築し、地域住民や高齢者がサービスの担い手として、地域で活躍するための仕組みづくりに取り組みました。

「生きがいつくりの推進」では、高齢者等がこれまで培ってきた知識や技術を地域活動へつなげるため、シルバー人材センターや老人クラブとの連携により、雇用・就業機会の確保や教養の向上に取り組みました。

また、シニア世代の社会貢献活動のきっかけづくりの拠点となるシニア活動プラザにあっては、シニアフェスタの開催による情報発信の強化やシニア世代の社会貢献セミナー等の主催事業の充実に積極的に取り組み、利用者数は平成25年の開館以来、年々増加し、平成28年度は4,000人を超え、過去最多となりました。

「ともに支え合い安心して暮らせる地域づくりの推進」では、地域での支え合い活動を推進するため、平成 28 年度から生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援や介護予防に関して住民のニーズを把握し、地域資源を生かした、地域の支え合いの仕組みづくりを進めました。

また、地域の見守り体制を強化するため、郵便局や新聞配達業などと連携した「高齢者見守りネットワーク事業」や、認知症高齢者の徘徊に対応した「徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業」を関係機関と連携し取り組みました。

その他、岩手県立大学と連携し、ICT（Information and Communication Technology＝情報通信技術）を活用した見守りシステムの研究事業に一関市社会福祉協議会とともに積極的に協力しました。

高齢者の居住基盤の充実にあっては、一関地区広域行政組合が策定した第 6 期介護保険事業計画に合わせて、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を図ってきたところであり、このことにより、早期に施設入所が必要な在宅待機者の解消が一定程度、図られるものと考えています。

併せて、施設整備を行う上で、介護人材の確保は重要な課題となります。この介護人材の確保、定着、育成に対しては、質の高いサービスを安定的かつ持続的に供給するため、前期計画期間中において、資格取得支援や修学資金の貸付、奨学金返還額に対する補助、階層別研修の開催など、様々な施策に積極的に取り組んできました。

このように、前期計画期間中に、各種事業に取り組み、一定の成果や効果があったところではありますが、今後も人口減少、少子高齢化の進行が見込まれることから、前期計画の継続性を確保しつつ、新たな課題、ニーズへの対応を踏まえ、住み慣れた地域で、いつまでも元気でいきいきと自分らしい生活を送ることができる地域の実現に向けて、以下の課題について、重点的に取り組むこととします。

第2 今後の重点課題

【課題1】介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）への取り組み

要介護状態にならないようにするためには、若いうちからの健康づくり、介護予防の取り組みを行うことが重要です。

平成29年度から、高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援する「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」を実施しており、住民主体の通所型サービスや短期集中予防の通所型サービスなどの介護予防・生活支援サービス事業、健康相談や健康教育などの一般介護予防事業に取り組んでいますが、一部地域での開催や利用者が少ないこと、事業実施に地域差があることなどの課題があります。

年齢や心身の状態に関わりなく、多様な担い手によるサービスの提供、住民の主体的な活動による通いの場づくり、住民相互の支え合いによる高齢者の生活支援など、引き続き事業の推進を図っていく必要があります。

【課題2】高齢者の生きがいづくりと社会参加

いつまでも元気でいきいきとした生活を送るためには、地域社会の中で役割を持って生活すること、生きがいを持つことがとても重要です。

また、少子高齢化が進行する中、地域の活力を維持していくために、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を生かして、積極的に社会参加活動、社会貢献活動を行う環境づくりが必要です。

今後は、高齢者を「支えられる存在」から「互いに支え合う存在」として、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える仕組みづくりを推進していく必要があります。

【課題3】地域の見守りや支え合い

一関地区広域行政組合の「高齢者実態調査結果報告書」によると、地域で安心して生活するためには地域の人との協力が必要であると回答した人が半数以上あり、「見守り・声かけ」や「話し相手」を地域の人に求めています。

しかし、人口減少や高齢化の進行により、日常の様々な場面で人と人、地域、社会とのつながりが弱まっており、地域住民が「他人事」ではなく「我が事」として、地域全体が

連帯し、住民がつながり支え合う取り組みを育んでいくことが必要です。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者が増加している中、高齢者が安心して生活するためには、地域の協力が欠かせません。これまで以上に、地域での多様な見守りや支え合い活動を推進するとともに、相互に支え、支えられる関係づくりを推進する必要があります。

【課題4】在宅生活を支えるための仕組みづくり

長年住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を送ることができるようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを組み合わせて継続的に切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築が必要です。

医療、保健、福祉、介護の関係機関・団体との連携のもとに、在宅医療・介護連携の推進、各種サービスの充実などに取り組む必要があります。

また、全国的に課題とされている介護人材の確保、定着、育成については、安定的かつ持続的にサービスを供給するために重要な課題であり、短期的な視点による施策だけではなく、中長期的な視点においても取り組んでいく必要があります。

【課題5】認知症施策の推進

団塊の世代すべてが後期高齢者となる平成37年（2025年）には、認知症高齢者等は65歳以上高齢者の約5人に1人になると見込まれています。

認知症の方が安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の早期診断、早期対応体制を構築するとともに、医療と介護の連携により、症状の変化に応じて適時・適切に切れ目なくサービスが提供されることが重要です。

また、認知症になってもその個人の尊厳や権利を守るため、虐待防止や成年後見制度の利用の促進を図っていく必要があります。

併せて、認知症に対する正しい理解と知識の普及をより一層図るため、認知症を発症したときから症状の進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかを冊子にまとめた「認知症ケアパス（平成27年度作成）」の普及に引き続き取り組むとともに、認知症サポーターの養成講座の開催に積極的に取り組んでいく必要があります。

第3章 重点施策とその取り組み

第1 健康づくりと介護予防の推進に向けて

(1) 健康づくりの推進

現状と課題

本市は全国と比較し、脳卒中（脳血管疾患）や腎不全による死亡率が高く、要介護（支援）者においては、心疾患、糖尿病、脳疾患を有病している割合が高いことから、生活習慣病の早期発見、早期治療及び重症化予防に向けた取り組みが重要です。

あるべき姿（施策の方向性）

市民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識をもち、家庭や地域等に広げ、自ら健康を意識し実践していくことが大切であることから、成人検診や健康相談、健康教育等を通じて自ら健康管理ができるように支援します。

また、地域等における健康づくり活動は、人と人とがつながり支え合うことで、地域づくりにも重要な役割を果たすため、保健推進委員、食生活改善推進員等とともに、地域での健康づくり活動を推進します。

主な取り組み内容

① 各種がん検診

胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん検診は40歳以上、子宮がん検診は20歳以上を対象に実施し、各種がん検診の受診率向上と要精密検査対象者の精密検査受診率向上に努めます。

② 成人歯科健診

40歳、50歳、60歳、70歳を対象に、う歯及び歯周病疾患等の早期発見、早期治療につなげることを目的に成人歯科健診を実施します。

③ 特定健診、後期高齢者の健診の実施

40歳から74歳を対象に特定健診を、75歳以上を対象に後期高齢者健診を実施し、要医療者に対する受診勧奨を行います。

④ 特定保健指導

メタボリックシンドロームに着目し、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の発症と重症化を予防するために特定保健指導を実施します。

⑤ 健康相談

保健師・栄養士・看護師等が心身の健康に関する個別の相談に応じながら、自ら健康管理ができるように必要な指導、助言を行います。

⑥ 健康教育

医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・健康運動指導士・保健師・栄養士等が生活習慣病の発症や重症化予防を目的に、心身の健康づくりに関する講話や実技指導を実施します。特に、高齢者の虚弱（フレイル）の進行の予防に重点を置き、健康づくりに関する正しい知識の普及に努めます。

主な指標

① 特定健康診査

区 分	現状（28年度）	計画（32年度）
特定健康診査受診率	40.7 %	50.3 %
後期高齢者の健康診査受診率	22.4 %	49.0 %

② 特定保健指導

区 分	現状（28年度）	計画（32年度）
実施率	10.0 %	34.9 %

③ 特定健診受診結果から要医療者に対する受診勧奨

区 分	現状（28年度）	計画（32年度）
受診率	70.4 %	77.6 %

※ なお、本項目は高齢者の健康づくりの推進について記載しており、乳幼児から高齢者までのすべての年代における健康増進のための取り組みについては、「健康いちのせき21計画」「一関市食育推進計画」に詳細を記載しております。

（2）介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の推進

（※事業内容の詳細は、P48に記載）

現状と課題

介護予防は状態が悪くなる前の元気なうちから取り組む必要があるため、普及・啓発事業を継続し、介護予防への関心を高める必要があります。

また、住民等の多様な主体が参画し、様々なサービスを充実するなど、地域の支え合い体制づくりを推進し、市全域で要支援者等に対する支援に取り組む必要があります。

あるべき姿（施策の方向性）

介護予防事業は、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進する観点から、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体で参加しやすい介

護予防の取り組みを推進します。

また、既存のサービスに加え、住民が主体となったサービスや人員配置、提供時間を緩和したサービスなど、住民ニーズに合わせて、サービスを利用しやすい環境整備を進め、併せて、多様な担い手が行うサービスの開発に取り組みます。

さらに、リハビリテーション専門職等と連携し、多職種協働による効果的な介護予防ケアマネジメントの実施を推進します。

主な取り組み内容

① 訪問介護サービス・通所介護サービス（現行相当）

新しい総合事業実施前と同様の訪問介護サービスや通所介護サービスを提供します。

② 緩和した基準によるサービス（サービスA）

人員配置や提供時間などサービス提供要件等を緩和した基準により、訪問型サービスや通所型サービスを提供します。

③ 住民主体サービス（サービスB）

ミニデイサービスや身の回りの簡易な生活援助など、住民主体によるサービスを実施する事業実施団体に対し、開設時に必要な備品購入等に係る経費や運営費を補助し、活動を支援するとともに、市内各地域で住民主体による活動が活発に行われるよう取り組みます。

④ 短期集中予防サービス（サービスC）

生活機能低下により、要支援及び要介護状態になるおそれのある高齢者が本事業の利用を通じ、要介護状態になることを予防するとともに、在宅や地域において自立した生きがいのある日常生活を営むことができるよう支援するため、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上など、保健・医療の専門職が提供し、短期間に集中的に行うサービスを実施します。

⑤ 介護予防普及啓発支援事業

介護予防に効果的なプログラムである、いきいき百歳体操を活用し、地区集会所等の身近な場所での住民主体の通いの場づくりを支援します。

また、地域の実情に応じて、保健センターや地区集会所において介護予防教室や健康相談・健康教育等を開催し、介護予防の普及・啓発を図ります。

⑥ 介護予防活動支援事業

週イチ倶楽部サポーター養成事業等を実施し、住民主体の介護予防活動の支援を行います。

また、週イチ倶楽部サポーター養成講座修了者が積極的に多様な場面で活躍できるよう、研修会の開催や活動の場の情報提供などを行います。

⑦ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、

サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職の関与を促進します。

主な指標

① 住民主体サービス（サービスB）

区分	現状（28年度）	計画（32年度）
利用者数	—	250 人
実施団体数	—	10 団体

※平成 29 年度から実施したため、平成 28 年度における実績値がないもの。

② 短期集中予防サービス（サービスC）

区分	現状（28年度）	計画（32年度）
利用者数	—	100 人
実施事業者数	—	10 事業者

※平成 29 年度から実施したため、平成 28 年度における実績値がないもの。

③ 一般介護予防事業（介護予防普及啓発支援事業、介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業）

区分	現状（28年度）	計画（32年度）
参加者数	32,207 人	35,000 人

④ 週イチ倶楽部サポーター（③介護予防活動支援事業参加者数の内数）

区分	現状（28年度）	計画（32年度）
養成者数	36 人	150 人

⑤ 週イチ倶楽部

区分	現状（28年度）	計画（32年度）
活動団体数	15 団体	45 団体



参考：介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）とは

「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業（介護予防普及啓発支援事業、介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業）」で構成されます。

「介護予防・生活支援サービス事業」

（１）訪問型サービス（ホームヘルパーなどが、対象者の自宅を訪問し提供するサービス）

① 訪問介護サービス（現行相当）※	サービス内容の例
介護サービス事業所のホームヘルパーによる、今までの訪問介護と同様のサービス。	<ul style="list-style-type: none"> ・身体介護 ・生活援助など
② 訪問型サービスA（基準緩和）※	サービス内容の例
介護サービス事業所などのホームヘルパー又は一定の研修受講者が行う短時間の生活援助等を行うサービス。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活援助として調理、掃除、ごみ出し ・買い物代行や同行など
③ 訪問型サービスB（住民主体）	
住民ボランティア団体などが、住民主体の自主活動として行う生活援助等のサービス。	
④ 訪問型サービスC（短期集中予防）	サービス内容の例
保健・医療の専門職が行う短期集中の訪問型予防サービス。	<ul style="list-style-type: none"> ・閉じこもりや栄養改善に向けた支援が必要な方の、運動器や口腔等の機能改善など

（２）通所型サービス（対象者が施設などに通って受けるサービス）

⑤ 通所介護サービス（現行相当）※	サービス内容の例
介護サービス事業所が行う、今までの通所介護（デイサービス）と同様のサービス。	<ul style="list-style-type: none"> ・身体機能向上のための体操やレクリエーションなど ・生活機能向上のためのトレーニングなど
⑥ 通所型サービスA（基準緩和）※	サービス内容の例
介護サービス事業所などの職員又は一定の研修受講修了者が行う短時間のデイサービス。	<ul style="list-style-type: none"> ・運動やレクリエーション活動など
⑦ 通所型サービスB（住民主体）	サービス内容の例
住民ボランティア団体など、住民主体の自主活動として行う、通いの場での活動、ミニデイサービス。	<ul style="list-style-type: none"> ・体操・運動など、定期的なサロンや居場所づくりなど
⑧ 通所型サービスC（短期集中予防）	サービス内容の例
保健・医療の専門職が行う短期集中の通所型予防サービス。	<ul style="list-style-type: none"> ・通所者の運動器や口腔等の機能改善など

※ ①訪問介護サービス（現行相当）、②訪問型サービス A（基準緩和）、⑤通所介護サービス（現行相当）、⑥通所型サービス A（基準緩和）については、一関地区広域行政組合が実施主体となります。

作成：一関地区広域行政組合

第2 生きがいつくりの推進に向けて

(1) 元気な高齢者の活動支援

現状と課題

少子化による生産年齢人口の減少、社会構造の変化により、高齢者には地域の担い手として活躍することが大いに期待されています。

あるべき姿（施策の方向性）

高齢者の約8割は介護を必要としない元気な方たちです。元気な高齢者が生きがいと尊厳を持ち、いつまでも健康で安心して暮らすことができる地域社会の実現が求められています。

主な取り組み内容

高齢者自身が培ってきた知識と技能を発揮し、積極的な社会活動への参加と地域社会の中で活躍することができる環境づくりを推進するため、地域における各種活動を支援するとともに、介護保険施設等や介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスAの事業所で活躍する生活支援アシスタントを養成します。

主な指標

区分	現状（28年度）	計画（32年度）
生活支援アシスタント名簿登録者数	—	90人

※平成29年度から実施したため、平成28年度における実績値がないもの。

(2) 雇用・就業機会の確保

現状と課題

急速な少子化による生産年齢人口の減少により、働くことができる高齢者等の就労促進を図り、社会を支える全員参加型社会の実現が求められています。

あるべき姿（施策の方向性）

高齢者の就業促進は、収入を得ることだけでなく、自らの生きがいの充実や社会参加を目的とするうえで重要なことであり、高齢者が培ってきた経験や能力を活かした活力ある地域社会づくりが必要とされています。

主な取り組み内容

高齢者が意欲と能力がある限り、年齢に関係なく、いきいきと働ける社会を構築してい

くために、ハローワークやシルバー人材センターなどと連携を図り、高齢者の年齢や健康、体力方面に見合った多様な形態による雇用、地域の日常生活に密着した就業機会の確保及び支援に努めます。

主な指標

区 分	現状（28年度）	計画（32年度）
シルバー人材センター会員数	514 人	550 人

（3）学習機会の充実・生涯スポーツの推進

現状と課題

高齢になっても自立して、いきいきと活力ある生活が送れるよう、高齢者の学習意欲を高める生涯学習の充実や生涯スポーツの推進が求められています。

あるべき姿（施策の方向性）

長寿社会における生涯学習やスポーツの推進は、幅広い年齢層、多様な価値観やニーズに対応するとともに、より活発な活動へとつなげる必要があります。

主な取り組み内容

老人クラブ等各種団体との連携を図り、高齢者学級等の学習機会の充実に努めるとともに、それぞれの体力やニーズに応じ、いつでも、だれでも、気軽に身近な場所でスポーツに参加できるよう生涯スポーツの普及推進に努めます。

主な指標

区 分	現状（26年度）	計画（32年度）
市民センターにおける生涯学習活動利用者数	233,929 人	240,000 人
市営スポーツ施設利用者数	924,520 人	1,000,000 人

※一関市総合計画前期基本計画における主な指標を設定。



(4) 老人クラブの支援

現状と課題

老人クラブは、会員の高齢化が進み、若手会員の入会がない、役員のなり手がいないなどの理由で、クラブ数、会員数ともに年々減少しており、組織の活性化が課題となっています。

あるべき姿（施策の方向性）

老人クラブ活動等を会員のみならず、地域内の未加入者、自治会等幅広い関係者へ周知し、会員増強に向けての運動を推進します。

主な取り組み内容

趣味活動や健康づくりなどの場の拡大、地域ボランティアやふれあいサロンなど、自主的な活動を支援します。

主な指標

区 分	現状（28年度）	計画（32年度）
老人クラブ数	265 クラブ	273 クラブ
老人クラブ会員数	10,177 人	10,337 人

(5) 地域・世代間交流の促進

現状と課題

地域においては、「担い手が不足している」との意見がある一方、高校生などの将来を担う世代は、自分の住んでいる地域に関心を持ち、地域の一員として地域活動に参加したいという考えを持っています。このことから、地域と若者（学校）とを結びつける仕組みづくりが必要です。

あるべき姿（施策の方向性）

若年者から高齢者に至るまで、市民が互いに思いやり、支え合う地域社会の形成が必要です。

主な取り組み内容

様々な世代の参加を促進するため、世代間交流に参加しやすい環境づくりを支援します。

(6) シニア活動プラザの活用

現状と課題

一関市中心市街地活性化施設（なのはなプラザ）内に設置されているシニア活動プラザは、シニア世代の地域活動の拠点として、生きがいづくりや社会参加・社会貢献活動を促進することを目的に、高齢者団体と個人との結び付けや各種助成金などの情報発信のほか、社会参加・社会貢献活動に関するセミナーや講演会などを開催しています。

利用者や登録団体数は年々増加していますが、個人の生きがいづくり活動を地域活動に結びつける取り組みが一層求められています。

あるべき姿（施策の方向性）

シニア世代が地域づくりの担い手として活躍できるよう意識の醸成を図りながら、社会貢献活動を希望する個人と団体との結び付けを重点的に取り組むほか、セミナーや講演会の開催を通じて地域活動におけるリーダー等の発掘や人材育成を積極的に行い、シニア世代の社会参加・社会貢献活動の促進を図ります。

主な取り組み内容

① 活動支援

シニア世代の生きがいづくり及び社会参加・社会貢献活動を促進するため、団体・個人の相談に応じ、活動内容・活動の展開方法や会計事務（補助金申請等）などを支援します。

② 情報発信・収集

シニア活動プラザの活動内容を広く周知するため、シニアプラザレターの発行、ホームページ・FMあすもなどを活用した情報発信を行います。

また、地域で活動できるリーダーを育成するために作成した、リーダー向け手引書の普及に取り組みます。

③ 学習会・研修会の開催

シニア世代の社会貢献活動を促進するため、セミナーや講演会などの主催事業の充実に努めます。

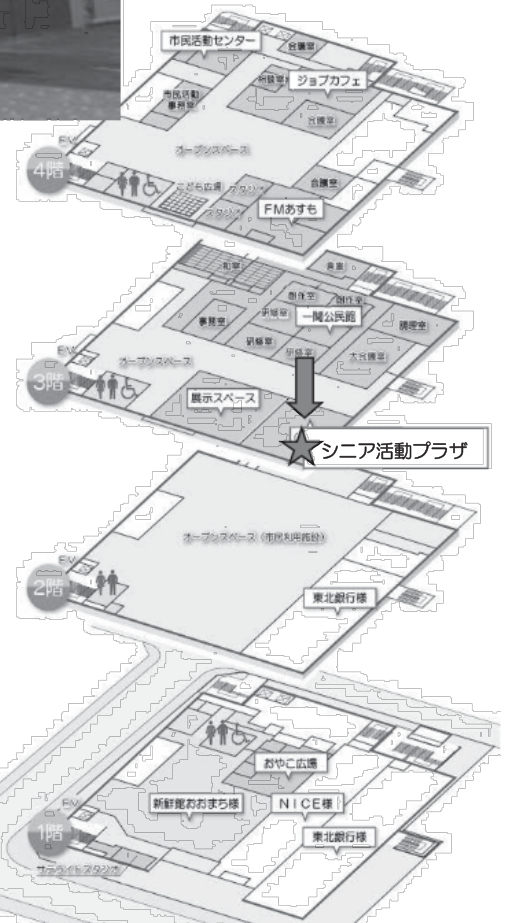
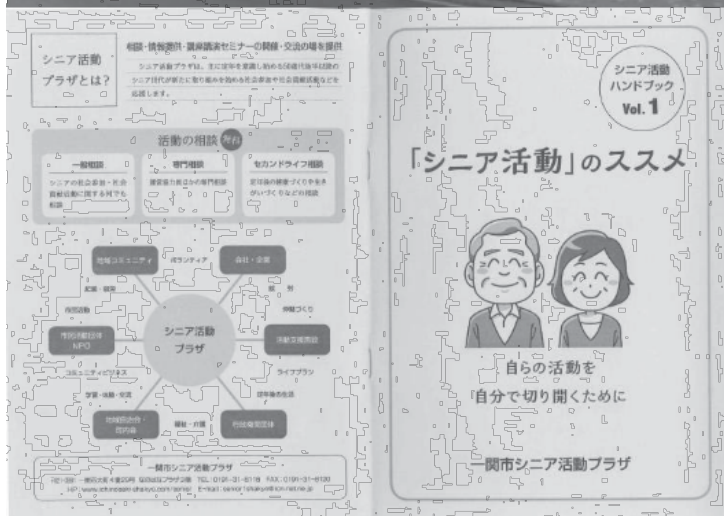
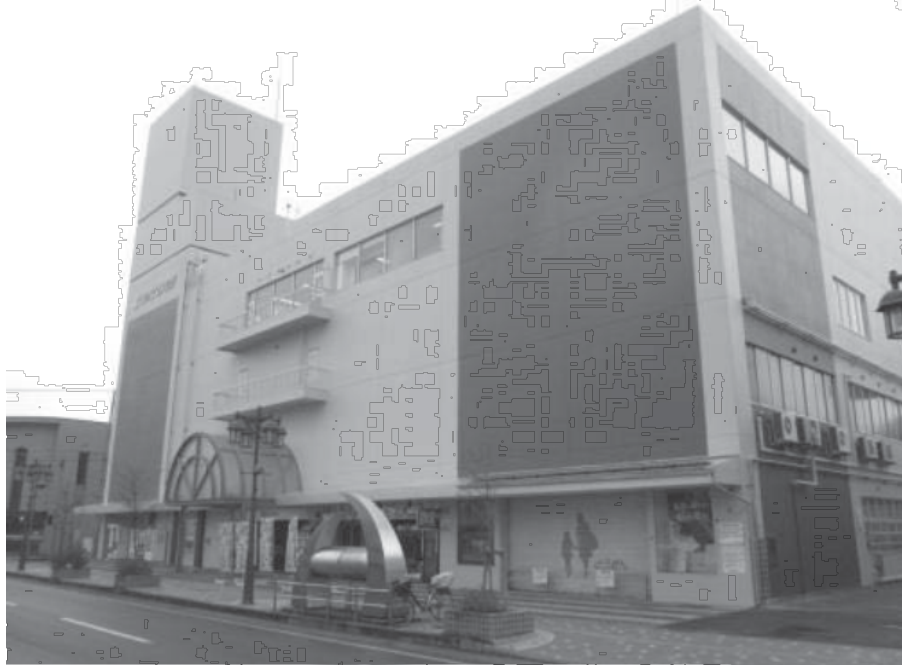
また、先進事例の把握に努め、活動団体の情報交換会や活動発表会の開催を通じて、活動を希望する個人と団体の結び付けを図ります。

④ 高齢者団体等との連携

老人クラブ、岩手県高齢者社会貢献活動サポートセンター等の関係団体と連携した事業を積極的に行い、事業効果を高めます。

主な指標

区分	現状（28年度）	計画（32年度）
シニア活動プラザの利用人数	4,879 人	5,679 人
シニア活動プラザの登録団体	42 団体	50 団体



資料出典：シニア活動プラザパンフレット

第3 在宅生活を支える基盤整備に向けて

(1) 生活支援体制の整備

現状と課題

高齢になっても住み慣れた自宅で暮らしたいと多くの方が考える一方で、自宅で生活している高齢者のほとんどは日常生活に多くの不安を抱えています。

また、離れて暮らす家族も、万が一のことを考え不安を感じています。

あるべき姿（施策の方向性）

高齢になっても住み慣れた自宅で安心して暮らし続けられるよう、日常生活への手助けや地域住民、事業者、行政のそれぞれの立場、役割から複層的な見守りを行うことが必要です。

また、情報技術の進化を見据え、ICTを活用した見守りのあり方についても検討を進める必要があります。

さらに、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現を目指します。

主な取り組み内容

① 地域の支え合いの推進

地域住民や町内会、自治会などとの連携により、市民センターや集会所などを福祉コミュニティの場として活用し、ひとり暮らし高齢者や高齢世帯の方々などの孤立や孤独感解消のため、地域サロンを開催するなどの交流機会（地域とのつながりづくり）の拡充を支援します。

また、地域の中で「お互い様」という関係性を深め、相互に支え合う意識の醸成を図ります。

高齢者やその家族への支援については、地域の主体的な取り組みが一層重要となることから、地域住民一人ひとりの助け合い意識の高揚を図り、民生児童委員、保健推進委員、ボランティア団体などとの連携を進め、「地域や市民がともに支え合う」活動を支援します。

② 地域での見守り

住民や老人クラブなどによる日常的な見守りや、保健師、民生児童委員などによる訪問等により、支援を必要とするひとり暮らし高齢者や高齢世帯の方々を早期に発見し、適切なサービス提供につなげられるよう、地域や関係機関・各種団体・事業者などと連携を図るネットワークづくりを進めます。

また、突発的な異変を迅速に察知できるよう、高齢者見守りネットワークの拡充に

努めます。

併せて、岩手県立大学のICTを活用した見守り研究事業の成果を踏まえて、本市における見守り体制のあり方について検討を進めます。

③ 生活支援サービスの体制整備

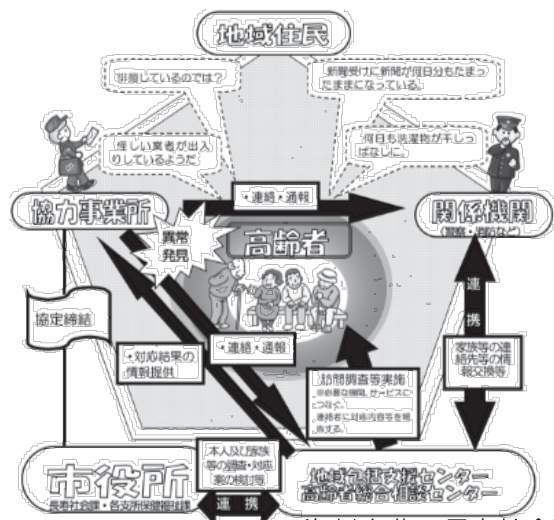
ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみ世帯の増加に伴い、介護保険サービスだけでなく、調理や清掃、買い物、雪かきなどの様々なサービスが必要とされています。市では「生活支援コーディネーター」を配置し、地域で提供されている生活支援サービスの把握、生活支援の担い手の養成を行い、地域主体による生活支援サービスや集いの場が提供される体制の整備を目指します。

また、民間企業、社会福祉法人、NPO法人、地域協働体等が一堂に会して地域課題解決の方策等を協議する体制整備に取り組み、地域資源を生かした特色ある、その地域ならではの支え合いの仕組みづくりを推進します。

主な指標

区分	現状（28年度）	計画（32年度）
高齢者見守りネットワーク協力事業所数	35 事業所	50 事業所

【見守りネットワーク事業イメージ図】



資料出典：長寿社会課作成

【見守りステッカー】



（2）包括的支援体制の充実

現状と課題

高齢者が安心して日常生活を続けられるようにするには、介護サービスだけでなく、地域の様々なサービスを活用した支援が必要になります。

あるべき姿（施策の方向性）

高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して生活を続けられるように、地域におけるネッ

トワークを構築し、医療、保健、福祉、介護に関するサービスを総合的に提供します。

主な取り組み内容

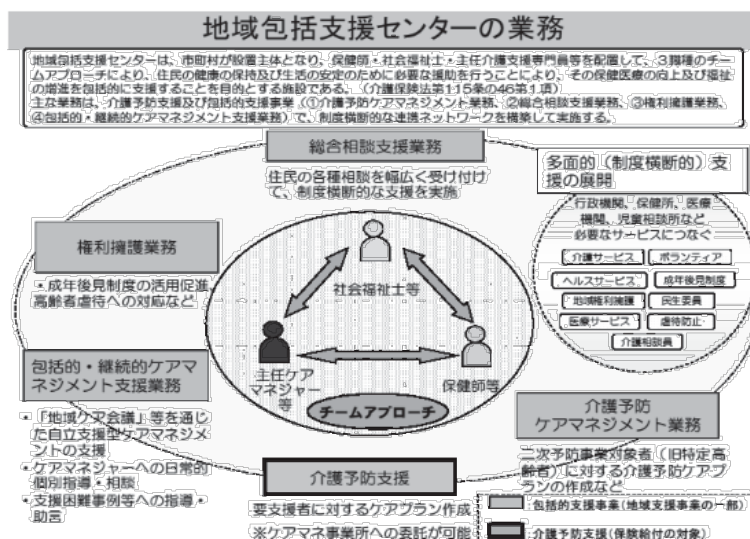
① 相談支援体制の充実

身近なところで在宅介護などの相談や各種サービスの利用手続きができるよう、地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）等の相談支援体制の充実に努めます。

② 地域包括支援センターの機能強化、充実

介護予防や生活支援の観点から、医療、保健、福祉、介護サービス関係者との連携を強化し、地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進します。

地域包括ケアシステムの構築については、日常生活圏域を単位として進めていることから、その中核を担う地域包括支援センターについては、適切な設置数や業務量に応じた人員配置等により機能強化、充実を図り、きめ細やかな地域包括ケアシステムの実現を目指します。



③ 地域ケア会議の推進

多職種協働による個別事例の検討会を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進し、地域づくりや資源開発などの政策提言への取り組みを推進します。

④ 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方のサービスを必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、関係機関が連携し、多職種協働による在宅医療・介護の一体的な提供と、「一関市医療と介護の連携連絡会」を中心とした顔の見える関係づくり、地域の関係機関の連携体制の構築を推進します。

⑤ 権利擁護の推進

高齢者に対する虐待防止や虐待の早期解決に取り組むとともに、消費者被害を防止するため、関係機関に注意を促すなど、見守り・相談体制の強化を図ります。

また、判断能力が不十分なため財産管理や契約などの法律行為を行うことが困難な

方などに成年後見制度の利用を勧奨し、支援します。

(3) 災害時支援体制の整備

現状と課題

災害の際、自ら避難することが難しい方（避難行動要支援者）の避難支援を推進するため避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援を行う関係者への情報提供を行っていますが、災害時の支援が有効に機能するよう、普段からの近所付き合いや地域行事など平常時からの地域住民の交流を推進する必要があります。

あるべき姿（施策の方向性）

災害時における避難支援が円滑に行われるために、地域住民が様々な機会を通じて交流し、顔見知りの関係づくりが促進されるよう、その重要性について意識醸成を図ります。

また、自主防災組織等と連携した防災学習や防災訓練等の実施を促進し、市民一人ひとりの防災意識の高揚や知識の普及に努めます。

主な取り組み内容

① 避難行動要支援者名簿の作成と情報提供

災害時に避難支援が必要な人の把握に努め、避難行動要支援者名簿の作成を進めます。また、避難を支援する方に対して情報提供を行い、要援護高齢者など一人ひとりに応じた避難支援方法の検討（個別の支援計画の作成）を推進します。

② 災害時の避難支援（名簿の活用）

自主防災組織等と要援護高齢者や避難を支援する方が参加する、災害時を想定し、名簿を活用した防災訓練等の実施を促進し、防災意識の高揚と地域における支え合い体制の構築を進めるとともに、お互いの理解を深める取り組みを推進します。

主な指標

（平成 28 年 4 月 1 日現在、単位：％）

区分	現状（28 年度）	計画（32 年度）
基礎名簿掲載同意者に対する個別支援計画の作成割合	51.5 %	55.0 %

(4) 居住等関係施策の推進

現状と課題

ひとり暮らし高齢者と高齢者のみ世帯の増加に伴い、通院や買い物等の移動手段の確保等への取り組みや、多様な住まいのニーズに対応するため、介護保険事業計画や住宅施策

と連携しながら、安全、安心を高める良質な居住環境の整備が期待されています。

あるべき姿（施策の方向性）

高齢者の移動手手段の確保等の課題に対して、その解決に向けた取り組みを検討し、また高齢者の様々な生活形態に応じた居住環境の整備を進めます。

主な取り組み内容

① 高齢者の住まい

高齢者人口の増加に伴い、一定の生活サービスや見守りのある施設への入所の需要増加が見込まれます。待機者の状況や入居需要の状況を勘案し、高齢者が安心して生活できるように支援します。

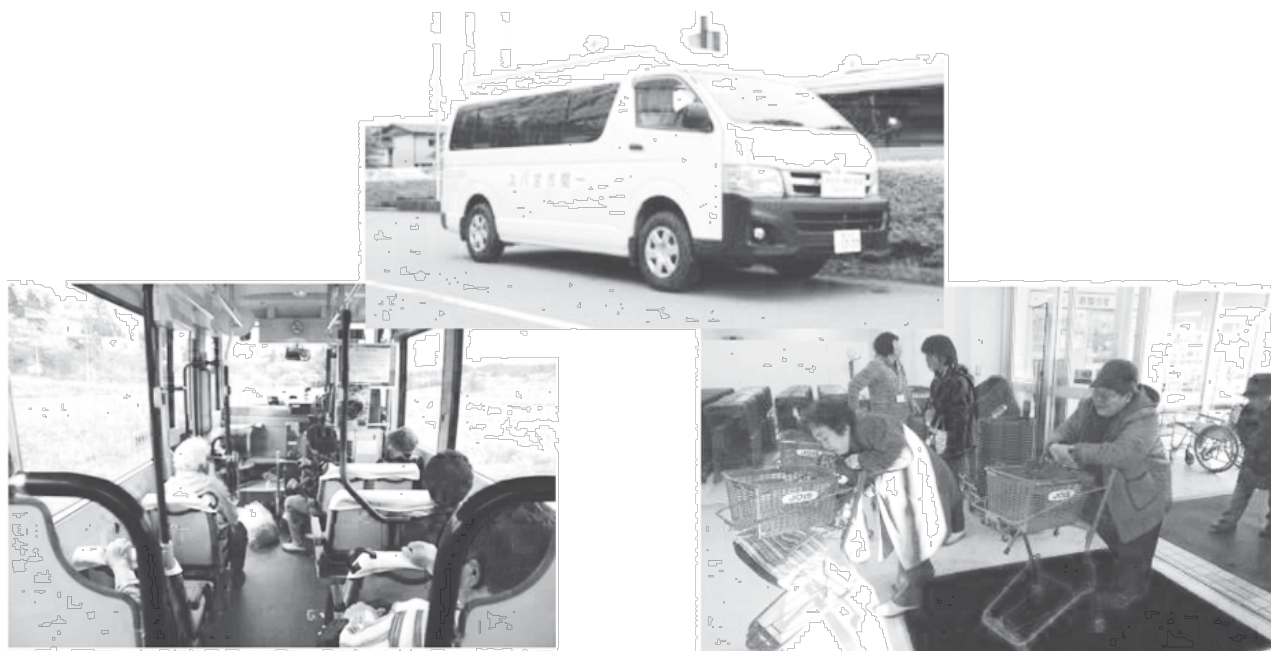
また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅でのサービスの質の確保など、介護保険事業計画や住宅施策と連携しながら、良質な居住環境の整備を目指します。

② 高齢者の移動手手段の確保

多様化する課題に対応するため、福祉有償運送や外出支援サービスなどの、これまでの福祉サービスだけでなく、市民、地域、事業者などが主体となった新たな社会資源（移動支援サービス）の開発・提供について検討を進めます。

主な指標

区分	単位	現状(28年度)	計画(32年度)
有料老人ホーム	床数	207	—
サービス付き高齢者向け住宅	戸数	264	—
養護老人ホーム	定員数	125	125
生活支援ハウス	床数	18	18
軽費老人ホーム（介護保険対象外）	床数	50	50



第4 サービスの充実に向けて

(1) ひとり暮らし高齢者等への生活支援サービスの充実

現状と課題

介護サービスや介護予防サービス等の利用のほか、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方等が安心して生活できるよう各種福祉サービスの提供が必要とされています。

あるべき姿（施策の方向性）

ひとり暮らし高齢者等のサービス水準を維持し、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、福祉サービスの充実に取り組みます。

主な取り組み内容

① 在宅で暮らすひとり暮らし高齢者等に対する生活支援

要介護認定や基本チェックリストにおける非該当のひとり暮らし高齢者等に対して、要介護状態への進行の予防や自立生活を助長し、生活支援を行うための「生活管理指導員派遣事業」、通所による生活支援を行うための「生きがいデイサービス事業」、短期間の宿泊による生活支援を行うための「生活支援ショートステイ事業」を実施します。

② ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム端末機の設置

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、身体障害者手帳1級、2級または療育手帳Aの交付を受けている方で、突発的に生命に危険な症状が発生する持病のある方等に対して、近隣等の協力体制のもと、急病や火災などの緊急時に消防署へ通報するための端末機を貸し出します。



③ 高齢者福祉乗車券の交付

在宅高齢者の社会参加と交流活動の促進を図るため、70歳以上の市内に住所を有する方のうち、市民税非課税世帯のひとり暮らし、高齢者のみの世帯に属する方、障がい者用福祉乗車券の交付を受けている方のみと同居している方にバスやタクシー料金の一部を助成します。



④ 配食サービス

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、健康上の理由等により日常の食生活に支援が必要な方に対し、食事の提供と定期訪問による安否確認を行い、健康で自立した生活を営めるよう配食サービスを行います。

主な指標

① 在宅で暮らすひとり暮らし高齢者等に対する生活支援

区 分	現状（28年度）	計画（32年度）
生活管理指導員派遣事業利用人数	13 人	5 人
生きがいデイサービス事業利用人数	15 人	5 人
生活支援ショートステイ事業利用人数	1 人	1 人

※介護予防・日常生活支援総合事業の実施により、対象者は著しく減少しますが、制度的補完性を確保するため当該制度を維持しようとするものです。

② ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム端末機の設置

区 分	現状（28年度）	計画（32年度）
設置台数（年度末）	835 台	850 台

③ 高齢者福祉乗車券の交付

区 分	現状（28年度）	計画（32年度）
交付者数	3,583 人	4,000 人

④ 配食サービス

区 分	現状（28年度）	計画（32年度）
利用人数	179 人	180 人
配食数	18,843 食	19,000 食

（2）在宅介護への支援

現状と課題

介護を要する高齢者が年々増加する中、在宅で介護をしている家族の経済的負担や身体的負担の軽減を図ることが必要不可欠となっています。

あるべき姿（施策の方向性）

住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう、在宅で介護をしている家族の負担の軽減を図るための支援を行います。

主な取り組み内容

① 介護用品の支給

在宅で要介護4、5の方を介護している市民税非課税世帯の家族に対し、経済的負担の軽減を図るため、介護用品を支給します。

② 在宅寝たきり高齢者等介護手当の支給

在宅で要介護4、5の方を介護している家族に対し、経済的、精神的負担の軽減を図るため、介護手当を支給します。

③ 外出支援サービス

寝たきり又は車いすを使用している方を対象に、通院等の送迎の負担の軽減を図るため、送迎サービスを行います。

④ 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくりの推進

要介護、要支援認定高齢者や身体に一定の障がいのある方等が、自宅で安心して暮らすために必要な住宅改修（手すりの取付け、段差解消、トイレの洋式化等）を行う場合に、補助対象工事費の一部を補助します。

主な指標

① 介護用品の支給

区分	現状（28年度）	計画（32年度）
対象人員	200 人	210 人

② 在宅寝たきり高齢者等介護手当の支給

区分	現状（28年度）	計画（32年度）
支給者数	982 人	1,000 人

③ 外出支援サービス

区分	現状（28年度）	計画（32年度）
登録者数	183 人	100 人
利用回数	251 回	200 回

※福祉有償運送を行う民間事業所が増えてきていることから、現状や今後の見通しを踏まえ、計画値を設定しています。

④ 高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金

区分	現状（28年度）	計画（32年度）
補助件数	17 件	20 件

(3) 低所得者対策

現状と課題

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加傾向にある中で、少ない年金収入で生計を維持し、サービスの利用を控えている高齢者がいるものと考えられます。

あるべき姿（施策の方向性）

支援を必要とするすべての高齢者の方が、安心して必要なサービス利用ができるように、引き続き低所得者対策に取り組みます。

主な取り組み内容

① 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度

社会福祉法人などが提供する介護サービスの利用料などを一部軽減し、低所得者の介護サービスの利用を促進します。

② 養護老人ホーム

身体的に自立した65歳以上の高齢者の方で、生活保護または低所得などの経済的理由により自宅での生活が困難な方に生活の場を提供します。

また、養護老人ホームが有効に活用されるよう、生活保護担当者や生活困窮者自立支援事業を行う一関市社会福祉協議会と情報連携を進めます。

主な指標

区 分	現状（28年度）	計画（32年度）
社会福祉法人等による利用者負担の軽減者数	159 人	171 人
養護老人ホーム措置者数	125 人	125 人

(4) 介護サービスの充実

現状と課題

急速に進む高齢化社会において、介護サービスへの需要と期待が一層高まる中で、さらなる居宅サービス、施設サービスの拡充が望まれており、中でも施設サービスの需要が増加傾向にあります。

あるべき姿（施策の方向性）

介護を必要とするすべての高齢者が、ニーズに合わせ円滑にサービス利用ができることが求められています。

また、特別養護老人ホームの入所待機者の解消と在宅で介護サービスがきめ細かに受けられる体制の充実が求められています。

主な取り組み内容

安定的、持続的な介護サービスの提供に努め、今後、増加が見込まれる認知症高齢者への対応や特別養護老人ホームの入所待機者の早期の解消に向けて、第7期介護保険事業計画に基づき、社会福祉法人等の事業者に対し、介護施設等整備事業費補助金を交付しながら、必要な施設整備を進めます。

主な指標

区 分	単 位	現 状 (第6期末※)	計 画 (第7期末※)
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	床	862	912
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	床	387	414
小規模多機能型居宅介護	人	153	182
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所	1	2
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	人	29	58

※介護保険事業計画における各期別計画の末年度

第6期末＝平成29年度（2017年度） 第7期末＝平成32年度（2020年度）

（5）医療・介護人材の確保

現状と課題

少子高齢化や要介護高齢者の増加により、全国的に医療・介護人材の不足が課題となっています。当市においても慢性的に医療・介護人材が不足しており、質の高いサービスを安定的に供給するために、医療・介護人材の育成、確保が急務となっています。

あるべき姿（施策の方向性）

現在、働いている職員が仕事を継続できるよう支援する取り組みのほか、若い世代を対象とした将来的な医療・介護人材の育成、職場環境の改善により定着を図る支援など、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）を見据え、医療・介護人材の確保に向けた取り組みを推進します。

主な取り組み内容

① 医療・介護職の確保に向けた取り組み

資格を有しない方が働きながら介護職員初任者研修資格を取得できるよう、介護サ

ービス事業所と連携して取り組むほか、看護師や介護福祉士等の資格取得を目指して進学する学生に対し、修学資金を貸し付け、修学を容易にすることで、将来、市内の医療機関や介護サービス事業所で働く医療・介護人材の養成を行います。

② 医療・介護職の育成・定着に向けた支援

現在働いている介護職員が資格を取得し、継続して勤務をすることができるよう、介護職員初任者研修等の受講費用に対する奨励金の交付や奨学金の返還額に対する補助金の交付を行います。

また、仕事への意欲の維持、向上や働きやすい職場環境づくりの促進、離職を防ぐことなどを目的として、医療・介護職員向けに研修会を開催するとともに、研修内容の充実に努めます。

③ 医療・介護職を目指すきっかけづくり

子どもの頃からの高齢者との触れ合いや、医療や介護の現場を体験する機会を持つなど、医療や介護の仕事を様々な世代の方に知ってもらい、興味を持ってもらうよう、関係機関と連携し、職場体験や出前講座に取り組めます。

④ 医療・介護職の魅力の発信に関する取り組み

平成 28 年度に作成した医療・介護職の魅力を発信するパンフレットの普及に取り組み、現に勤務する医療・介護職員の経験や思いを発信できる機会の確保に努めます。

主な指標 ※現状値は、平成 28 年度における単年度の実績値、計画値は、計画期間中（H30～32）の合計値です。

① 医療・介護職員の確保・育成に向けた取り組み

区 分	現状(28年度)	計画(32年度)
介護保険施設等人材育成支援事業における雇用者数	9 人	30 人
医療介護従事者修学資金貸付者数	8 人	64 人

② 介護職員の育成・定着に向けた支援

区 分	現状(28年度)	計画(32年度)
介護従事者研修奨励金の交付件数	56 件	120 件
介護職員確保奨学金補助件数	9 件	67 件
介護従事者向け研修受講者数	100 人	300 人

③ 医療・介護職を目指すきっかけづくり

区 分	現状(28年度)	計画(32年度)
ケアチャレンジ参加者数	15 人	75 人
介護担い手育成事業 (実践介護講座、介護体験セミナー受講者数)	67 人	300 人

第5 認知症高齢者等支援対策の推進に向けて

(1) 認知症に対する正しい理解と知識の普及

現状と課題

認知症の方は高齢化の進展に伴って年々増加傾向にあり、平成 37 年(2025 年)には、全国で約 700 万人前後になり、65 歳以上高齢者の約 5 人に 1 人が認知症になると見込まれています。

認知症になっても尊厳を保ちながら、できるかぎり自宅で、穏やかな生活を送るためには、若年性認知症を含め、認知症が身近な病気であることや認知症に関する知識を、家族のほか、地域や周囲の人が正しく理解し、対応することが求められています。

あるべき姿（施策の方向性）

周囲の人が認知症に対して正しい理解と知識を持って、認知症の方を支援、認知症になっても自宅で安心して生活できるよう、認知症に対する正しい理解と知識の普及・啓発を図るとともに、認知症の予防にも積極的に取り組みます。

主な取り組み内容

① 認知症サポーターの養成と活動支援

認知症の正しい理解や地域の見守り等を促進するため、認知症サポーターの養成講座を地域、職場、学校などで多様な機会を捉え開催します。

認知症サポーター養成講座の内容にあっては、認知症地域支援推進員等と連携し、受講者の理解が深まるよう内容の充実に努めるとともに、認知症サポーター養成講座等の修了者が、様々な場面で活躍できるよう支援します。

また、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバンメイトの養成にも取り組みます。

② 認知症地域支援推進員による支援

平成 28 年度から認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置しています。認知症の方や家族等への相談支援、認知症初期集中支援チームとの連携等により、認知症の方やその家族に対し、必要なサービスが適切に提供されるよう支援します。

③ 若年性認知症に関する知識の啓発

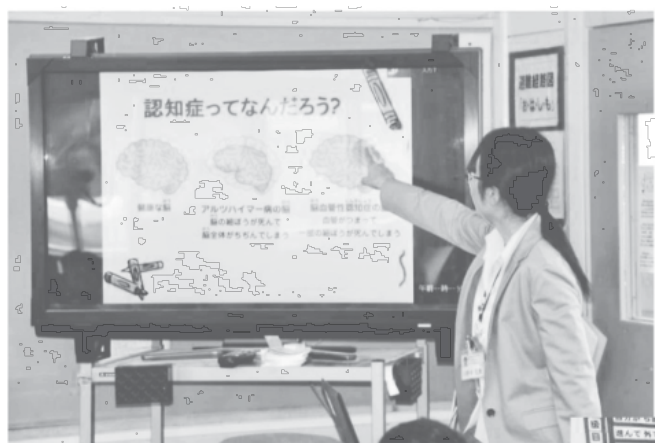
若年性認知症は、高齢者の場合と異なり、年齢の若さから認知症を疑わなかったり、様々な要因を考えるため判断が難しいといわれています。市民が若年性認知症についての知識を持って、若年性認知症の方の社会参加や就労支援に対応できるよう、普及啓発を図っていきます。

④ 認知症予防の推進

運動、食事、社会参加などが認知機能低下の予防に繋がる可能性が高いことから、これらの知識を周知するとともに、住民主体の運営によるサロンや週イチ倶楽部など地域の实情に応じた介護予防の取り組みを推進します。

主な指標

区分	現状（28年度）	計画（32年度）
認知症サポーター養成者数	7,069 人	12,000 人
キャラバンメイト養成者数	87 人	96 人



新オレンジプランの7つの柱

○「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を推進していくため、以下の7つの柱に沿って、施策を総合的に推進していきます。

認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進



「VI 認知症の人やご家族の視点の重視」は、他の6つの柱に共通するプラン全体の理念でもあります。



出典：厚生労働省

(2) 早期対応の推進

現状と課題

平成 28 年度から認知症初期集中支援チームが、一関西部地域包括支援センター及び一関東部地域包括支援センターに設置され、認知症の早期診断、早期対応に向け取り組み、地域全体のサービスの向上に努めています。

認知症は早期対応が進行を抑えることにもつながるため、認知症予防の推進と併せ、認知症の容態に応じた適時適切な対応が求められています。

あるべき姿（施策の方向性）

高齢者の状態変化を速やかに把握できるよう、普段から接している家族やかかりつけ医、看護師、介護支援専門員、保健師等の相互の連携を図るとともに、認知症初期集中支援チームに適切につなげるよう、早期対応の取り組みを推進します。

主な取り組み内容

① 多職種とのネットワーク

認知症の早期対応に向けて、地域包括支援センターを中心とした相談・対応窓口を充実するとともに、かかりつけ医と専門医療機関、並びに医療、保健、福祉、介護の連携の強化を図ります

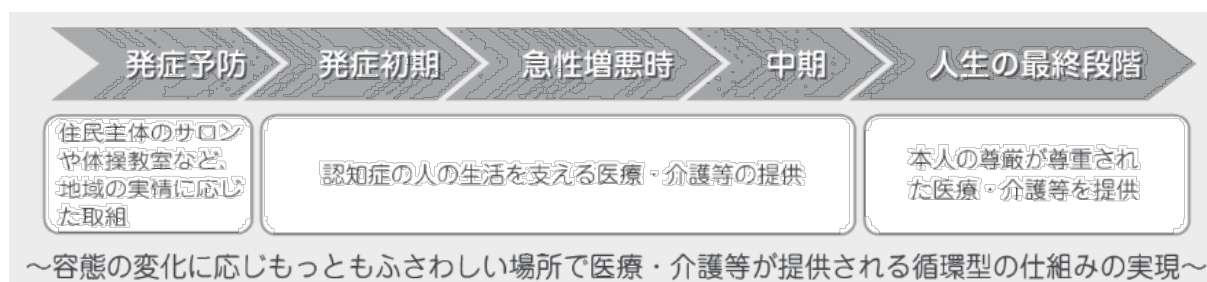
② 認知症初期集中支援チームによる支援

認知症が疑われる方や認知症の方が自立した生活を維持できるように、認知症初期集中支援チームが早期に継続的、包括的な支援を行い、必要なサービスの提供につなげるよう取り組みます。

③ 認知症ケアパスの普及

認知症の容態に応じて受けられるサービスや相談機関など、適切なケアの流れを明らかにした認知症ケアパスを平成 27 年度に作成しました。認知症の方やその家族、医療機関、介護関係者等の中で共有され、サービスが切れ目なく提供されるように、認知症ケアパスの普及を図ります。

認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供



出典：厚生労働省

(3) 認知症の方と家族への支援

現状と課題

認知症高齢者が増加している中、徘徊や行方不明などの事案が多く発生しています。平成27年12月から「一関市徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業」を開始し、警察や消防、地域包括支援センターなどと連携し、徘徊発生時の早期発見、保護に取り組んでいます。

また、ひとり暮らし高齢者も増加しており、特殊詐欺に巻き込まれるおそれや、認知症が虐待を引き起こすケースもあり、本人やその家族が安心して生活できるような環境整備が必要です。

あるべき姿（施策の方向性）

地域、事業者、行政など関係機関が連携し、認知症の方とその家族を支える体制づくりを推進します。

また、認知症になっても住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるように、成年後見制度の利用促進を図るための体制整備に努めます。

主な取り組み内容

① 認知症の方やその家族の居場所づくり

「認知症の人と家族の会」に対して、育成と支援に努めます。

また、認知症地域支援推進員を中心に、認知症の方の居場所、地域との交流場所としての役割を果たす認知症カフェに対して運営を支援するとともに、認知症カフェに関しての情報を発信し、周知を図ります。

② 関係機関との連携強化

徘徊や行方不明時の対応を迅速に行えるよう、徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業の周知を図るとともに、関係機関と連携を強化し、認知症の方とその家族に対する支援体制の強化に取り組みます。

③ 成年後見制度の利用促進

認知症などにより判断能力が不十分となった方の権利を擁護するため、日常生活自立支援事業の活用(一関市社会福祉協議会が実施)や成年後見制度の利用を促進します。

また、成年後見制度の利用や高齢者虐待などに関する専門相談機関の設置や市民後見人の育成、関係機関・団体とのネットワークづくりについて検討を進めます。

主な指標

区分	現状（28年度）	計画（32年度）
在宅高齢者実態調査による認知症高齢者数に対する徘徊高齢者 SOS ネットワーク登録者の割合	5.3 %	12.0 %

第4章 計画の推進にあたって

高齢者福祉を推進する上では、市民、介護サービス事業所などの事業者や関係機関、行政が、基本理念のもとに協働し、それぞれの立場で役割を果たすことが必要です。

この章では、市民（地域）、事業者・関係機関、行政が果たす役割を、重点施策ごとに示すことによって、本市の高齢者福祉の推進を図り、本計画の基本理念である「みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち“いちのせき”」の実現を目指します。

第1 健康づくりと介護予防の推進に向けて	
区 分	役 割
市民（地域）	自らの健康づくりに取り組むとともに、介護予防活動や地域行事に積極的に参加し、通いの場の運営にも取り組みましょう。
事業者・関係機関	新しい総合事業の推進のため、新たなサービス提供や要支援者の自立に向けた支援を行いましょう。
行政	住民主体の健康づくり活動、介護予防活動への支援を専門職等と連携して行い、高齢者の健康づくりに取り組みます。

第2 生きがいづくりの推進に向けて	
区 分	役 割
市民（地域）	趣味や経験を活かし、地域活動に積極的に参加しましょう。
事業者・関係機関	高齢者の社会参加、社会貢献活動を推進するため、活動の支援をするとともに、生活支援アシスタントなどのボランティア人材を積極的に受け入れましょう。
行政	趣味やスポーツ、ボランティア活動などの機会を提供し、高齢者の生きがいづくりを支援します。

第3 在宅生活を支える基盤整備に向けて

区 分	役 割
市民（地域）	近隣に気になる人や見守りが必要と思われる人がいたら、声かけやごみ出しなど、自分ができることで支援しましょう。
事業者・ 関係機関	それぞれの役割を果たすとともに、関係機関と連携し、高齢者の在宅生活を支えましょう。
行 政	地域での支え合い活動を支援するとともに、介護保険事業計画や住宅、地域公共交通などの施策と連携しながら居住環境の形成に取り組みます。

第4 サービスの充実に向けて

区 分	役 割
市民（地域）	各種サービスの利用が必要な人がいたら教えてあげましょう。
事業者・ 関係機関	質の良いサービスの提供に向け、人材の確保や適正なサービスの提供に努めましょう。
行 政	高齢者のニーズを把握し、必要なサービスの実施に取り組みます。

第5 認知症高齢者等支援対策の推進に向けて

区 分	役 割
市民（地域）	認知症サポーター養成講座に参加するなど、認知症に対する知識や理解を深め、認知症の方をやさしく見守りましょう。
事業者・ 関係機関	認知症の方や家族の立場に立ったサービスの提供に努め、在宅生活を支えるとともに、若年性認知症の方などの就労継続にも取り組みましょう。
行 政	認知症について住民が理解を深められるよう周知していくとともに、医療機関や介護事業所等と連携しながら、認知症の方とその家族を支援します。

資料編

用語解説

あ行

ICT（アイシーティー）

情報処理、情報通信分野の関連技術の総称。information and communication Technology の略。

いきいき百歳体操

米国国立老化研究所が推奨する運動プログラムを参考に、平成 14 年に高知市が開発したおもりを使った筋力運動の体操。

体操は、椅子に腰掛けた状態で、準備体操、筋力運動、整理体操の 3 つの運動により構成される。

一次予防事業対象者（一般高齢者）

地域支援事業の介護予防事業のうち、介護予防教室の開催や自主グループの活動支援などの生活機能の維持向上を図ることを目的とした一次予防事業の対象者で、その市町村の全ての高齢者のこと。

一関市障がい者福祉計画／一関市障がい福祉計画／一関市障がい児福祉計画

本市の障がい福祉施策全般にわたる基本的な考え方や、障がい福祉サービスに関する具体的な数値目標などを定めたもの。3 つの計画を総称して「一関市障がい者プラン 2018」としている。

基本的な考え方などを障がい者福祉計画に、具体的な施策の進め方等は障がい福祉計画に、障がい児に関する施策の進め方等は障がい児福祉計画に、それぞれ定める。

一関市人口ビジョン

本市の人口の現状分析を行い、人口に関する市民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものとして、平成 27 年 10 月に策定したもの。

一関市総合計画

本市が目指すまちづくりの方向性を定めるとともに、市の行財政運営の指針となる計画。

一関市地域福祉計画

本市の保健福祉分野の各個別計画を横断的、体系的に推進するため、施策の理念や考え方を明らかにした保健福祉分野における基本計画。

一関地区広域行政組合

一関市、平泉町で構成し、1 市 1 町の行政事務の一部を共同で効率よく処理するために設置された一部事務組合。介護保険事務のほか、ごみやし尿の処理事務、火葬場の運営などを行っている。

運動器

骨格・関節・筋肉・神経など、体を動かすなどの身体活動を担う身体器官の総称。

栄養改善（事業）

高齢者の低栄養状態を早期に発見すると共に、食べることを通じて低栄養状態を改善し、自分らしい生活の確立と自己実現を支援することを目的として、個別的な栄養相談、集団的な栄養教育を行う事業。

NPO（エヌピーオー）

Non Profit Organaization の略。福祉、人権、環境などの問題や開発途上国への支援などについて、自主的で幅広い活動を展開する民間の非営利組織のこと。

オレンジプラン

国が認知症対策として総合的に取り組む国家戦略の通称。

平成 25 年度に策定した「認知症施策推進 5 か年計画（オレンジプラン）」と平成 27 年にその計画を見直し策定した「認知施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」とがある。

か行

介護給付

要介護状態と認定された者が受ける介護サービスに関わる費用の支給のこと。訪問介護、訪問入浴介護などの居宅介護サービス費や、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型介護サービス費、介護保険施設などの施設介護サービス費、居宅介護サービス計画費、高額介護サービス費などがある。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等が自立した日常生活を営むために必要な援助についての専門的知識及び技術を有するものとして、介護支援専門員証の交付を受けた者。

要介護者・要支援者からの相談に応じ、要介護者等がその心身状態に応じて適切な介護サービスを利用できるよう、市町村や介護サービス

事業所などと連絡調整等を行う。

介護職員初任者研修

介護を行う者に必要とされる最低限の基礎知識及び生活支援技術の習得や介護を行うにあたっての考え方、プロセスを身につけるための研修で、130時間の研修と修了試験で構成される。

介護福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格で、高齢者や障がい者など、日常生活を営む上で支障がある方の介護や介護者への指導を行う専門職。

介護保険事業計画

厚生労働大臣が定める基本指針に沿って、市町村が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画。この計画は、3年を一期として定めることとされており、介護給付など対象サービス量の見込み並びにその見込量の確保のための方策、地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策などを定めている。

介護保険施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設のこと。

介護予防ケアマネジメント

要支援1、2の認定を受けた方や介護予防・生活支援サービス事業の事業対象者が、介護予防・生活支援サービス事業のサービスを利用する場合に、適切なサービスが包括的かつ効果的に受けられるよう必要な援助を行うサービス。

介護予防支援

要支援1、2の認定を受けた方が、自宅で介護予防のためのサービスを利用する場合に、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成やサービス事業所との連絡・調整などを行うサービス。

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・日常生活支援総合事業の1つ。
要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、これまでの介護予防訪問介護などのサービスのほか、地域における住民主体の支援等、多様なサービスを制度として行うもの。

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

高齢者が安心して自立した日常生活を送るため、65歳以上の方を対象に、地域資源を活かした多様なサービスをその人の状態や必要性に合わせて提供することを目的とした事業。本市では平成29年4月から開始した。

65歳以上の全ての人が利用できる「一般介護予防事業」と、要介護認定を受け要支援と認定された方及び基本チェックリストで事業対象者と判定された方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」がある。

介護療養型医療施設

療養病床等に入院する要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入所する要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事などの日常生活上の世話や、機能訓練、健康管理及び療養上の世話などの介護サービスを提供する施設。自宅では介護が難しい常に介護が必要な方で、原則として要介護3以上の方が対象となる。

介護老人保健施設（老人保健施設）

入所する要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を提供する施設として、都道府県の許可を受けたもの。病状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な方が対象となる。

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせにより、「通う」「訪問」「泊まる」の複数のサービスが、医療と介護とで一体的に提供される複合型サービス。

医療ニーズの高い要介護者にとっては、ニーズに応じて柔軟に支援を受けられ、事業者にとっては、柔軟な職員配置が可能になるなどの利点がある。

基本チェックリスト

介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかを確認するため、運動、口腔、栄養、物忘れ、

うつ症状、閉じこもり等の全25項目について記入する質問表。

要介護認定で要支援と認定された人のほか、本リストにより事業対象者と判定された人が、介護予防・生活支援サービス事業を利用できる。

居宅介護支援

自宅で暮らす要介護1～5の認定を受けた方が、その心身の状況や置かれている環境などに応じて適切な介護サービスを総合的かつ効果的に受けられるよう、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成し、サービス事業所等との連絡・調整などを行うサービス。

居宅サービス

自宅にいながら利用できる介護サービスのこと。施設に入っている場合でも、そこが居宅とみなされる場合は利用できる。

具体的には、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売をいう。

居宅療養管理指導

自宅で暮らす要介護者等に対して、病院や診療所、薬局の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が行う療養上の管理及び指導のこと。

ケアプラン（サービス計画）

要支援又は要介護の認定を受けた方が、本人や家族の状況や希望に沿った介護サービスを利用できるよう、利用する介護サービスの種類や内容を定めた計画のこと。

本人等の依頼を受けて介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成するほか、介護サービスの種類によっては自分で作成することができる。

ケアマネジメント

複合的なニーズをもつ高齢者や障がい者のために、個々人のニーズを総合的に評価し、保健・医療・福祉など多様なサービスを組み合わせ、サービス提供後も継続的にフォローして必要な変更を行う一連の専門的援助方法。

軽費老人ホーム（ケアハウス）

老人福祉法において規定されている老人福祉施設の一つで、ケアハウスは軽費老人ホームの一形態。身体機能の低下があり、独立して生活するには不安があると認められる高齢者で、家

族の援助を受けることが困難な方に対し、食事、入浴等の援助を行う施設。

健康いちのせき21計画（第二次）

市民が主体となって「健康長寿のまちづくり」に取り組む行動指針とするための計画であり、健康増進法第8条第2項に規定される市町村健康増進計画。

権利擁護

その人がその人らしく生きていくために、権利を主張し獲得していくもの、あるいは認知症や知的障がいにより自分の権利を主張できない人の権利や利益を代弁し、守っていくこと。

高額介護（予防）サービス費

要介護者、要支援者が支払った居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービスの自己負担額（日常生活費等を除く。）などが、一定の限度額を超えたときに、超えた分が介護保険から払い戻される。

口腔機能

食べ物をかみ砕いたり、飲み込んだりする機能や、発音などの機能。

脳血管疾患等の病気や加齢により機能低下となる。

国勢調査

日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため5年ごとに行われる調査。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的に、平成23年に施行された「高齢者住まい法」の改正により創設された施設（住宅）。バリアフリー構造等を有し、医療と介護の連携により高齢者を支援する。

施設サービス

介護保険施設で提供されるサービスで、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスをいう。

実務者研修

3年以上の実務経験がある方が介護福祉士国家試験を受験するために必要となる研修で、期間は6か月以上、授業は450時間以上と設定さ

れており、修了した場合、介護福祉士国家試験の実技試験が免除される。

市民後見人

親族以外の市民による後見人のこと。

専門的な資格を有しない市民が、権利擁護の視点や成年後見制度等の知識を学び、家庭裁判所から選任されたうえで、関係機関の支援や監督を受けつつ後見活動を行う。本人と同じ地域に居住する市民が後見人となることで、地域のネットワークを利用した地域密着型の支援ができるという利点がある。

若年性認知症

65歳未満で発症する認知症のこと。仕事、家事、子育ての主力世代に発症するため、認知症高齢者とは異なる課題を抱える事が多い。

住宅改修

自宅で暮らす要介護者等が、手すりの取付け、段差の解消など、厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修を行ったときに、居宅介護住宅改修費等の支給を受けられる。

住民基本台帳

市町村長が、住民基本台帳法第6条第1項により、住民全体の住民票（個人を単位として作成）を世帯ごとに編成し作成する公簿。

小規模多機能型居宅介護

自宅で暮らす要介護者等が、居宅において「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせながら、一体的に入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスのこと。

生活管理指導員

身体や精神の障がいにより日常生活を営む上で支障がある居宅を訪問して、入浴・排泄・食事などの介助、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の世話を行う人。

生活機能

歩行、食事、排泄、入浴および着脱衣などの日常生活を独力で営む能力のこと。

生活困窮者自立支援事業

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずる事業。就労など自立に関する相談や住居の確保に必要な費用の給付などを行う。

生活支援アシスタント

一関市及び平泉町に居住する概ね60歳以上の人のうち、介護保険施設等でボランティア活動を行う意思のある方で、生活支援アシスタント養成研修を修了した人。

生活支援コーディネーター

地域における高齢者の生活支援や介護予防（見守り、安否確認、配食、家事援助、交流の場、外出支援等）のニーズを把握し、支え合い体制やサービス提供のコーディネートを行う人。

生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

高齢等のため、居宅において生活することに不安がある者に対し、必要に応じ一定期間の住居を提供する施設。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称で、がん、脳卒中、心臓病、Ⅱ型糖尿病、肥満症、高脂血症、大腸がん、慢性気管支炎、肺気腫、歯周病、アルコール性肝疾患、循環器病などがあげられる。

生活習慣が要因となって発症したり、進行したりする病気で、加齢や遺伝的な体質も生活習慣病を引き起こす要因となる。生活習慣が病気の発症や進行を左右するという事は、逆にいえば、生活習慣に気をつけたり、改善することで病気を予防したり、発症や進行を遅らせたりできる。

生産年齢人口

生産活動の中心となる年齢で、総務省統計局による労働力調査の対象となる15歳以上65歳未満の人口。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等判断能力が不十分となった人の財産管理や、介護、施設への入退所などの生活に配慮する身上監護を、本人に代わって法的に代理や同意、取消しをする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人の利益を保護し、権利が守られるよう支援する制度。

措置（制度）

法の規定により、市町村等が職権により必要性を判断し、サービスの種類や提供機関を決定する仕組みのことで、社会福祉施設等に利用者を入所させたり、その他の処置を行うこと。

た行

短期入所（ショートステイ）

自宅で暮らす要介護者等について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設などに短期間入所させ、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス。

地域共生社会

高齢者、障がい者、子どもなど、これまでの対象者ごとの制度などを超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会のこと。

地域協働体

市民、各種団体、民間事業者（企業）などの多様な主体が、地域において互いに、又は、行政と地域の特性や課題などを共有した上で、役割を分担しながら、地域課題の解決や地域の実情に沿った協働のまちづくりを進めるための推進組織。

地域ケア会議

市や地域包括支援センターが主催し、医療職や介護職などの多職種が協働して、高齢者の個別課題の解決を図り、個別ケースの検討を通じた課題分析を行うことにより、地域の共通課題の明確化や課題解決に向けた政策形成を行うための会議。

地域支援事業

介護予防の重点化と地域包括ケアシステムの推進のため、介護保険事業として、全ての高齢者を対象に行われる事業のこと。

従来は、介護予防教室の開催などの介護予防事業と、地域包括支援センターの設置などの包括的支援事業、地域の実情に応じた事業を行う任意事業の3区分だったが、法改正により、介護予防事業が介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、より広い枠組みの中で地域の実情に

応じた多様な事業が行えるようになった。

地域包括ケアシステム

地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み。すなわち、ソフト（事業）面では、その地域にある保健・医療・介護・福祉の関係者が連携してサービスを提供するものであり、ハード面では、そのために必要な施設が整備され、地域の保健・医療・介護・福祉の資源が連携、統合されて運営されていること。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。平成17年の介護保険法改正で制定された。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。法律上は市町村事業である地域支援事業を行う機関であるが、外部への委託も可能である。要支援認定を受けた者の介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能する。

地域密着型通所介護（小規模デイサービス）

自宅で暮らす要介護者等について、老人デイサービスセンターに通わせ、食事、入浴、レクリエーション、排泄、機能訓練などを行うサービスのうち、定員が19人未満のもの。

地域密着型サービス

要介護者等が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域特性に応じた柔軟なサービスを行うことを目的としたサービスの総称。市町村が事業者の指定や指導監督等を行う。

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護などがある。

施設の規模は小さく、利用対象者はその市町

村に居住する方となっているため、利用者のニーズにきめ細かく応えられることが利点となっている。

超高齢社会

総人口に占める65歳以上人口の割合である高齢化率が21%を超えた社会のこと。

なお、高齢化率が7～14%は高齢化社会、14～21%は高齢社会と分類される。

通所介護（デイサービス）

自宅で暮らす要介護者等について、老人デイサービスセンターに通わせ、食事、入浴、レクリエーション、排泄、機能訓練などを行うサービス。自宅に閉じこもりがちな要介護者がデイサービスを利用することで、心身状態の維持や向上が図れるほか、要介護者の家族の介護による心身の負担を軽減させることを目標としている。

通所リハビリ（通所リハビリテーション）

自宅で暮らす要介護者等について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービス。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

自宅で暮らす要介護者について、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービス。地域密着型サービスの一つ。

特定健康診査（特定健診）

厚生労働省により、平成20年4月に実施が義務づけされた、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健診。

特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けた有料老人ホーム等の施設において、入居している要介護者等に、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービス。要介護者のみを対象とする「介護専用型」と要介護者に加えて要支援者や自立も対象とする「混合型」の2類型がある。

特定福祉用具販売

自宅で暮らす要介護者等が、日常生活の自立を助けるため、腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽など5種類の福祉用具を購入する場合に、購入費の支給を受けられる。

特定保健指導

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートを行うこと。

な行

二次予防事業対象者（特定高齢者）

地域支援事業の介護予防事業における特定高齢者施策の対象者で、市町村が健診や訪問活動などにより、「介護を必要とする状態に陥る可能性が高い」と判断された高齢者のこと。高齢者人口のおおむね5%程度とされており、地域支援事業（介護予防事業）中、特定高齢者施策の対象者として、「運動器機能の向上」「栄養改善」などのサービスを受ける。

日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいのために判断能力が十分でない方々が、自立して地域生活を営めるように、福祉サービスの手続きの援助や日常の金銭管理を行うことによって、在宅生活を支援する制度。（旧名称：地域福祉権利擁護事業）

認知症

いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり働きが悪くなったために、様々な障がいが起こっている状態。記憶障害や見当識障害、判断力、実行機能の低下などの中核症状と、うつ状態や妄想など日常生活への適応を困難にする周辺症状がある。

認知症カフェ

認知症の方や家族、地域住民、専門職などが集い、交流や情報交換などを通じ、情報を共有し、お互いを理解しあう場。定期のイベントとして開催される事が多く、誰でも気軽に参加できることが多い。

認知症ケアパス

認知症かもしれないと不安に思っている人や

認知症と診断された人などが、認知症の状態に応じて、その地域で受けられるサービスや相談機関の連絡先、適切なケアの流れなどの情報をまとめたもの。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、日常生活の中での支援をする方のこと。友人や家族にその知識を伝えたり、隣人として、あるいは商店街、交通機関等、まちで働く人として活動する。

認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が、認知症と疑われる人やその家族などを訪問し、日常生活のための課題把握や家族支援など、初期段階の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う専門チーム。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の要介護者等が少人数で共同生活を営む施設で、入浴、排泄、食事などの日常生活上の介護や機能訓練を受けるサービス。地域密着型サービスの一つ。

認知症対応型通所介護

自宅で暮らす認知症の要支援者等について、老人デイサービスセンターなどに通い、入浴、排泄、食事などの日常生活上の介護や機能訓練を行うサービス。地域密着型サービスの一つ。

認知症地域支援推進員

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務を担う。

は行

避難行動要支援者

災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障がい者、難病患者など、円滑かつ迅速に避難するために、特に支援を要する人。

福祉有償運送

特定非営利活動法人などが、高齢者や障がい者などに、自家用自動車等を使用して安い料金で送迎するサービス。

福祉用具貸与

自宅で暮らす要介護者等の日常生活の自立を助けるための、車いす、特殊寝台、手すり、歩行器などの厚生労働大臣が定める福祉用具。要介護者等が貸出を受ける場合、費用を対象に支給を受けられる。

包括的・継続的ケアマネジメント

地域に応じた社会資源を活用しながら、保健、医療、福祉（介護）の様々なサービスを把握しながら、途切れのないサービスを提供していくこと。

訪問介護（ホームヘルプサービス）

自宅で暮らす要介護者について、介護福祉士等により、入浴、排泄、食事などの介護その他日常生活上の世話をを行うサービス。

訪問看護

自宅で暮らす要介護者等について、看護師等により、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービス。

訪問入浴介護

自宅で暮らす要介護者等について、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービス。

訪問リハビリ（訪問リハビリテーション）

自宅で暮らす要介護者について、自宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービス。

保険給付費

本計画においては、介護保険事業における保険給付費のことをいう。

要介護状態と認定された者が受ける介護サービスに係る介護給付の費用、要支援状態と認定されたものが受ける介護予防サービスに係る予防給付の費用などが含まれる。

ま行

メタボリックシンドローム

内臓に脂肪が蓄積した状態に、高血糖や高血圧、脂質代謝異常のうち2つ以上の症状が一度に起こり、脳卒中（脳血管疾患）や心疾患など、動脈硬化疾患を招きやすい状態。

や行

有料老人ホーム

高齢者を入居させ、入浴、排泄、食事の介護、食事の提供、日常生活上必要な支援を提供する、民間の事業活動として運営される施設。

要援護高齢者

身体的または精神的、経済的な困難があり、他者の援助がなければ日常生活を営むのに支障がある高齢者のこと。

要介護（支援）認定

介護保険による給付を受けたい場合に受ける、要介護（支援）者に該当すること及びその該当する要介護（支援）状態の区分についての市町村の認定。要支援1、2、要介護1～5の区分がある。

本市は一関地区広域行政組合が担う。

養護老人ホーム

環境上の理由や経済的理由により、家庭での生活が困難な高齢者を入所させて、養護することを目的とする入所施設。

ら行

老人福祉センター

地域の高齢者に対して、無料又は低額な料金で各種の相談に応じたり、健康増進、教養向上、各種レクリエーションを行う老人福祉法に基づく老人福祉施設。

一関市高齢者福祉計画策定委員名簿

（敬称略、選出規定順の50音順）

番号	所 属	役 職	氏 名	選 出 規 定
1	一関歯科医師会	理事	明石 雅江	(1) 医療保健機関、 医療保健団体等の関係者
2	一関市医師会	副会長	佐藤 隆次	(1) 医療保健機関、 医療保健団体等の関係者
3	一関市保健推進委員連絡協議会	会長	千葉 京子	(1) 医療保健機関、 医療保健団体等の関係者
4	一関地区 認知症の人と家族の会	世話人	岩淵 松義	(2) 福祉施設、 福祉団体等の関係者
5	両磐地区地域包括・在宅介護支援センター協議会	会長	太田 真希子	(2) 福祉施設、 福祉団体等の関係者
6	一関市地域婦人団体協議会連合会	副会長	小野寺 克子	(2) 福祉施設、 福祉団体等の関係者
7	両磐ブロック高齢者福祉協議会	副会長	菊地 由紀	(2) 福祉施設、 福祉団体等の関係者
8	一関市民生児童委員連絡協議会	会長	佐藤 親幸	(2) 福祉施設、 福祉団体等の関係者
9	一関市行政区長会連絡協議会	会長	鈴木 誠	(2) 福祉施設、 福祉団体等の関係者
10	一関市老人クラブ連合会	副会長	鈴木 陽子	(2) 福祉施設、 福祉団体等の関係者
11	一関ボランティア団体連絡協議会	副会長	須藤 信子	(2) 福祉施設、 福祉団体等の関係者
12	一関市社会福祉協議会	在宅福祉課長	中澤 伸一	(2) 福祉施設、 福祉団体等の関係者
13	一関市シルバー人材センター	理事	石川 シエ子	(3) その他市長が必要と 認めた者
14	まちづくりスタッフバンク		金野 幸弘	(3) その他市長が必要と 認めた者
15	学識経験者（岩手県立大学社会福祉学部社会福祉学科）	准教授	齋藤 昭彦	(3) その他市長が必要と 認めた者
16	一関市まちづくり推進部 いきがいづくり課	課長補佐兼いきがいづくり係長	佐藤 奈津子	(3) その他市長が必要と 認めた者
17	まちづくりスタッフバンク		沼倉 恵子	(3) その他市長が必要と 認めた者
18	岩手県建築士事務所協会（一級建築士事務所村上設計研究所）	（副所長）	村上 裕子	(3) その他市長が必要と 認めた者
19	一関地区広域行政組合	介護保険課長	山形 雅彦	(3) その他市長が必要と 認めた者
20	県南広域振興局 保健福祉環境部	長寿社会課長	吉田 正	(3) その他市長が必要と 認めた者

一関市高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

(平成 23 年 8 月 23 日制定)

(平成 29 年 4 月 1 日一部改正)

(設 置)

第 1 高齢者福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、一関市高齢者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する基本的事項について検討すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組 織)

第 3 委員会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 医療保健機関、医療保健団体等の関係者
- (2) 福祉施設、福祉団体等の関係者
- (3) その他市長が必要と認めた者
- (4) 一般公募による者

2 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 5 委員会は、必要に応じて市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶 務)

第 6 委員会の庶務は、長寿社会課において処理する。

(補 則)

第 7 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

